

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月24日

【会社名】 イーベイ・インク
(eBay Inc.)

【代表者の役職氏名】 バイス・プレジデント、副ジェネラル・カウンセル、コーポレート&アシスタント・セクレタリー
マーク・ローム
(Marc Rome, Vice President & Deputy General Counsel, Corporate & Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 95125
サンノゼ ハミルトン・アベニュー2025
(2025 Hamilton Avenue, San Jose, California 95125, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 谷田部 耕 介
弁護士 野 村 卓 也

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 イーベイ・インク普通株式(額面金額:0.001米ドル)の取得に係る新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)(注1)
6,927,500米ドル(736,046,875円)(見込額)(注2)(注3)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

(注3) 金額の詳細については第一部「証券情報」を参照のこと。

注記：

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「イーベイ・インク」又は「イーベイ」とは、イーベイ・インク及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=106.25円の換算率(2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	129,340個(見込数)(注1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自2021年4月1日 至2021年4月23日(注2)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	イーベイジャパン合同会社 〒108-0075 東京都港区港南1-6-41 品川クリスタルスクエア9階 イーベイ・ジャパン株式会社 〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー15階
割当日	2021年5月3日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1) 各新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、当社の普通株式1株を購入するための株式購入権である。よって、上記「発行数」は、本新株予約権の目的となる株式数と同数である。

(注2) 申込期間中、適格従業員は本プラン（以下に定義される。）への参加又は参加の継続を選択することができる。本プランの参加者（以下「プラン参加者」という。）は、次回募集への参加を希望する場合（ただし、プラン参加者は参加を要求されない。）、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本有価証券届出書における募集に係る加入期間は2021年5月1日に開始し、2023年4月30日に終了する。

(摘要)

プランの採択及び対象者

本募集は、2012年11月1日に修正・再表示された、イーベイ・インク従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づくものである。本プランは、2012年3月6日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）決議により採択され、2012年4月26日に当社の定時株主総会において株主による承認を受けた。

本書において使用される語で定義されていないものは、別段の記載がない限り、下記「第4 その他の記載事項に」含まれる本プランにおける意味を有するものとする。

本募集は、本プランに基づき、以下の本邦子会社の適格従業員約163名に対し、新株予約権証券を発行するものである。

当社がその完全子会社であるイーベイ・ジャパン・ホールディングスPte. Ltd.を通じて間接的に保有する、当社の日本における100%子会社であるイーベイジャパン合同会社

当社がその完全子会社であるイーベイ・マーケットプレースズGmbHを通じて間接的に保有する、当社の日本における100%子会社であるイーベイ・ジャパン株式会社

プランの目的

本プランの目的は、給与天引き又はその他の拠出を通じ、適格従業員（本プラン第4条に定義される。）に当社の株式を取得する簡易な手段を提供し、当社の業務に対するかかる従業員の参加意識を高めることである。

プランの実施

新株予約権の募集に係る24か月からなる加入期間（本プラン第5条に定義される。）は、毎年5月1日及び11月1日又は当社の取締役会報酬委員会（以下「運営者」という。）が決定するその他の日に開始する。各加入期間は、それぞれ6か月からなる4つの購入期間（本プラン第5条に定義される。）で構成される。本募集に係る購入期間はそれぞれ2021年5月3日、2021年11月1日、2022年5月2日及び2022年11月1日から開始し、それぞれ2021年10月29日、2022年4月29日、2022年10月31日及び2023年4月28日に終了する。プラン参加者は、適用のある加入期間にプラン参加者が承認した給与天引き（給与（本プラン第9条(b)に定義される。）の2%以上10%以下の範囲）による拠出金（以下「拠出金」という。）を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日）若しくは加入期間の最初の営業日、又は(2)購入日（すなわち、2021年10月29日、2022年4月29日、2022年10月31日及び2023年4月28日）、における当社普通株式の公正市場価値（決定日におけるNASDAQグローバル・セレクト・マーケット（以下「NASDAQ」という。）の終値とする。詳細は本プラン第8条を参照のこと。）の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。ただし、プラン参加者は、()1暦年においてプラン参加者が有する、当該暦年のいずれの時点においても未行使の株式購入権が、加入日時時点で当該普通株式の公正市場価値25,000ドルを超える割合で付与されること、又は()1回の購入日に当社の普通株式を5,000株を超えて購入することはないものとする。

本募集に係る加入期間（2021年5月1日から2023年4月30日まで）に関し、適格従業員による拠出金の最大見込額は6,927,500米ドル（736,046,875円）（加入期間中の最大拠出額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（年）を乗じ、さらに適格従業員数（163人）を乗じた値。）である。

便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記の拠出金の最大見込額を2021年2月12日付のNASDAQにおける当社普通株式の終値（63.01米ドル（6,695円））の85%の値（53.56米ドル（5,691円））で除して算出するものとする。本プランへの参加の選択及び給与天引割合の承認に関し、各プラン参加者は運営者が定める電磁的その他の方法による申込手続きに従わなければならない。

プランの運営及び管理

本プランは、運営者が運営する。但し、取締役会はその単独の裁量により本プランを運営することを決定することができ、その場合、本プランにおける「運営者」とは取締役会を指すものとする。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>本プランにおいては、新株予約権の1株当たり購入価格が下落した場合、新株予約権の行使により各プラン参加者が購入可能な普通株式の数は増加する。給与天引き又はその他の拠出は、当該参加者の給与の2%以上10%以下(若しくは運営者が設定する、より低い上限)により1%単位で行われる。給与天引き又は拠出は加入期間の最初の支払日に開始し、本プランに定める期間の変更若しくは早期の終了がない限り、加入期間末まで継続するものとする。</p> <p>加入日において、いずれの場合も本プランの規定に従うことを条件として、プラン参加者は、加入期間中の購入日に当社の普通株式を購入するための権利を付与される(但し、その上限は、(a)購入期間中の当該参加者の給与天引きその他の拠出による積立額を、(b)(i)加入日現在の普通株式の公正市場価値の85%(但し、普通株式1株当たり額面価額を下回らないものとする。)又は(ii)購入日現在の普通株式の公正市場価値の85%(但し、普通株式1株当たり額面価額を下回らないものとする。)のいずれか低い額で除することで算出される普通株式数とする。したがって、当社普通株式の株価が下落した場合、新株予約権の購入価格も同様に下落し、「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する。しかしながら、拠出額は株価に依存しない。</p> <p>いかなる参加者も、当社又は子会社のその他全ての従業員株式購入制度に基づき当該参加者が株式を購入する権利と合わせた場合、参加者に付与されたオプションが未行使である各暦年中において、(加入日現在に決定される)公正市場価値で25,000米ドル(あるいは内国歳入法により別途定められる上限)を超えて普通株式を購入する権利を有さない。また、いかなる参加者も、ある購入日において(以下に定義される)最大株式数を超えて購入することはできない。運営者による別段の決定があるまで、最大株式数は(本プラン第14条による調整を条件とし)5,000株とする。</p> <p>本プランに基づく発行可能な普通株式の最大数は、35,000,000株とする。</p> <p>本プランの目的は、給与天引き又はその他の拠出を通し、適格従業員に当社の株式を取得する簡易な手段を提供し、当社の業務に対するかかる従業員の参加意識を高めることである。</p> <p>当社は、本プランに基づく新株予約権を購入する権利を有しない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>イーベイ・インク 記名式普通株式(1株当たり額面金額0.001米ドル)(注1)(注2)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>新株予約権1個につき1株 全体で129,340株(見込数)(注2)(注3)</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>新株予約権1個につき 53.56米ドル(5,691円)(見込額)(注4)</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>6,927,500米ドル(736,046,875円)(見込額)(注5)</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>発行価格: 53.56米ドル(5,691円)(注4) 資本金組入額: 1株当たり0.001米ドル(0.1円) (発行価格については見込額)</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2021年10月29日、2022年4月29日、2022年10月31日及び2023年4月28日(注6)</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	イートレード・セキュリティーズ・エルエルシー（E*Trade Securities LLC） アメリカ合衆国10036 ニューヨーク州ニューヨーク、タイムズ・スクエア11、32階
新株予約権の行使の条件	本プラン第8条、第9条、第10条及び第12条を参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当なし
新株予約権の譲渡に関する事項	本プランに基づき付与された新株予約権は、譲渡することができない。
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プラン第14条を参照のこと。

- (注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式を使用する場合がある。
- (注2) 配当若しくはその他の分配、再編、合併、統合、結合、又は当社の普通株式若しくはその他の有価証券の償還若しくは交換、あるいは普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更（本プラン第14(c)条に定義される株式再編を除く。）が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により（その単独の裁量において）調整が決定された場合には、運営者は、公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授権されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス（以下、総称して「リザーブ」という。）、最大株式数、各残存オプションの原資となる普通株式の数及びクラス、並びに未行使の各オプションの原資となる普通株式の1株当たり購入価格を調整するものとする。
- (注3) プラン参加者は、新株予約権の購入日において、適用される購入期間中に承認した給与天引きにより積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日）、又は(2)購入日（本募集では2021年10月29日、2022年4月29日、2022年10月31日及び2023年4月28日）、における当社普通株式の公正市場価値の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額（本加入期間中の拠出金の最大見込額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（年）を乗じさらに適格従業員数（163人）を乗じた値とする。）6,927,500米ドル(736,046,875円)を、2021年2月12日の当社普通株式のNASDAQにおける終値63.01米ドル(6,695円)の85%の値(53.56米ドル(5,691円))で除することにより算出される。
- (注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、2021年2月12日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値63.01米ドル(6,695円)の85%の価格(53.56米ドル(5,691円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。
- (注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、加入期間におけるプラン参加者による拠出金の最大見込額とした。
- (注6) 行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(摘要)

行使価額修正条項付新株予約券付社債券等の発行により資金の調達を使用とする理由

本プランの目的は、給与天引き又はその他の拠出を通し、適格従業員に当社の株式を取得する簡易な手段を提供し、当社の業務に対するかかる従業員の参加意識を高めることである。本プランに基づき発行可能な普通株式の総数の上限は35,000,000株であり、購入日に購入可能な株式数も本プランにより上限が定められている。したがって、本プランに基づく普通株式の発行により生じる希薄化効果は限定されている。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び取締役会又は取締役会の報酬委員会の定める所定の募集契約に記載されている。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の行使日である2021年10月29日、2022年4月29日、2022年10月31日及び2023年4月28日において、全て自動的に行使される。

いかなるプラン参加者も、本プランに基づく購入権の対象となる当社普通株式に関して、当社普通株式が購入され、プラン参加者へ交付されるまで、いかなる株主の権利も有さないものとする。本プランに基づき購入した株式を保有するプラン参加者は、配当金の支払いのために法的に利用可能な資金から支払われる取締役会が宣言した株式の配当を株式の保有割合に応じて受領する権利を有する。

株券の交付

新株予約権の行使により取得される株式は、本プランのブローカーにおいて自動的に開設された個別の保管振替口座に貸記される。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
6,927,500米ドル (736,046,875円) (注)	0米ドル (0円)	6,927,500米ドル (736,046,875円) (注)

(注) 当該金額は、日本における従業員全員が本プランに参加し、1年間の最大抛出現度額である21,250米ドルを抛出するのに十分な報酬を得たと仮定した場合の見込額である。

(2)【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額6,927,500米ドル(736,046,875円)は、設備投資及び事業運営費支払等の当社の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支払時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本有価証券届出書に基づき募集される本新株予約権と同一の種類の証券（以下、本「募集又は売出しに関する特別記載事項」において「新株予約権」という。）の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

(1) 有価証券の種類及び銘柄

新株予約権証券。なお、当該新株予約権証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

詳細は、上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(2) 新株予約権の内容等

(a) 発行数： 10,146,517個

(見込数。発行される新株予約権の数は、新株予約権の目的となる当社普通株式の数と等しい。)

(注) プラン参加者は、新株予約権の購入日において、適用される購入期間中に承認した給与天引きにより積み立てた抛出金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日。）、又は(2)購入日（本プランにおいて定義される。）（本募集では2021年10月29日、2022年4月29日、2022年10月31日及び2023年4月28日）、における当社普通株式の公正市場価値の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における抛出金の最大見込額（本加入期間中の抛出金の最大見込額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（年）を乗じさらに適格従業員数（12,787人）を乗じた値とする。）

543,447,500米ドル(57,741,296,875円)を、2021年2月12日の当社普通株式のNASDAQにおける終値63.01米ドル(6,695円)の85%の値(53.56米ドル(5,691円))で除することにより算出される。

(b) 発行価格(新株予約権1個当たり)： 0米ドル(0円)

(c) 発行価格の総額： 0米ドル(0円)

(d) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(i) 新株予約権の目的となる株式の種類：当社記名式額面普通株式(額面0.001米ドル)

(注)：新株予約権の行使により発行される株式は、新規発行株式である。

(注)：配当若しくはその他の分配、再編、合併、統合、結合、又は当社の普通株式若しくはその他の有価証券の償還若しくは交換、あるいは普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更(本プラン第14(c)条に定義される株式再編を除く。)が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により(その単独の裁量において)調整が決定された場合には、運営者は、公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授權されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス(以下、総称して「リザーブ」という。)、最大株式数、各残存オプションの原資となる普通株式の数及びクラス、並びに未行使の各オプションの原資となる普通株式の1株当たり購入価格を調整するものとする。

(ii) 株式の内容

- i. 配当権：当社の発行済優先株式に付帯する、株式に関して支払われるいずれの配当にも先んじて配当を受領する優先的権利による制約を条件として、株式の保有者は、配当金の支払いのために法的に利用可能な資金からの支払を取締役会が宣言した株式の配当を保有割合に応じて受領する権利を有する。
- ii. 清算権：清算権は普通株式には適用されない。
- iii. 償還権：償還権は普通株式には適用されない。
- iv. 議決権：各株式は、当社の普通株主による投票のために提案された全ての議案について1株につき1議決権を有するものとする。当社の定款に従い、取締役の選任に関し株式の保有者に対し累積投票の権利は付与されない。これは、発行済株式の過半数を保有する株主が、当社の普通株主による投票のために立候補している取締役全員を選任することができることを意味する(当該選任について投票権を有する唯一のクラス株式としての当社優先株式に関し発行済みのものはないと仮定する。)

(iii) 株式の数

新株予約権の行使によって発行される普通株式の数は、各加入期間中、給与天引きによってプラン参加者から集められた金額を、当該加入期間における4つの各購入期間に関し有効な購入価格で除することによって得られる株式の数となる。

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：10,146,517株(見込数)

(注)：配当若しくはその他の分配、再編、合併、統合、結合、又は当社の普通株式若しくはその他の有価証券の償還若しくは交換、あるいは普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更(本プラン第14(c)条に定義される株式再編を除く。)が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により(その単独の裁量において)調整が決定された場合には、運営者は、公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授權されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス(以下、総称して「リザーブ」という。)、最大株式数、各残存オプションの原資となる普通株式の数及びクラス、並びに未行使の各オプションの原資となる普通株式の1株当たり購入価格を調整するものとする。

(注) プラン参加者は、新株予約権の購入日において、適用される購入期間中に承認した給与天引きにより積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日(本新株予約権の割当日。)(本募集では2021年5月3日)、又は(2)購入日(本プランにおいて定義される。)(本募集では2021年10月29日、2022年4月29日、2022年10月31日及び2023年4月28日)、における当社普通株式の公正市場価値の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額(本加入期間中の拠出金の最大見込額は、21,250米ドル(25,000米ドルの85%)に2(年)を乗じさらに適格従業員数(12,787人)を乗じた値とする。)543,447,500米ドル(57,741,296,875円)を、2021年2月12日の当社普通株式のNASDAQにおける終値63.01米ドル(6,695円)の85%の値(53.56米ドル(5,691円))で除することにより算出される。

(e) 新株予約権の行使時の払込金額： 新株予約権1個当たり53.56米ドル(5,691円)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額： 543,447,500米ドル(57,741,296,875円)

(注)：配当若しくはその他の分配、再編、合併、統合、結合、又は当社の普通株式若しくはその他の有価証券の償還若しくは交換、あるいは普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更(本プラン第14(c)条に定義される株式再編を除く。)が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により(その単独の裁量において)調整が決定された場合には、運営者は、公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授權されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス(以下、総称して「リザーブ」という。)、最大株式数、各残存オプションの原資となる普通株式の数及びクラス、並びに未行使の各オプションの原資となる普通株式の1株当たり購入価格を調整するものとする。

(注)：上記のとおり、「新株予約権の行使時の払込金額」は未定であるため、説明の目的上、2021年2月12日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値63.01米ドル(6,695円)の85%の価格(53.56米ドル(5,691円))とした。(上記(2)(d)-(iii)の注を参照のこと。)

(注)：上記のとおり、拠出額は未定であるため、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、説明の目的上、加入期間におけるプラン参加者による拠出金の最大見込額とした。(上記(2)(d)-(iii)の注を参照のこと。)

(f) 新株予約権の行使期間： 2021年10月29日、2022年4月29日、2022年10月31日及び2023年4月28日(以下、総称して「購入日」という。)

(注)：各購入日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(g) 新株予約権の行使の条件：本プランを参照のこと。

(h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額：

1株当たり0.001米ドル(0.1円)

(i) 新株予約権の譲渡に関する事項：本新株予約権は譲渡することができない。

(3) 発行方法：

本新株予約権は、当社及び指定子会社(日本を除く。)の適格従業員12,787名に割り当てられる。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称：該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域：

オーストラリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フランス、ドイツ、香港、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、オランダ、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

手取金の総額： 543,447,500米ドル（57,741,296,875円）（注）

（注） 手取金の総額は、本新株予約権の発行価格の総額と全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額（543,447,500米ドル（57,741,296,875円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（0米ドル（0円））を控除した額である。

手取金の用途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額の概算額543,447,500米ドル（57,741,296,875円）は、設備投資及び事業運営費支払等の当社の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支払時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日：2021年5月3日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称：該当事項なし。

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項：

（イ）当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

（ロ）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ハ）当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ニ）提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ホ）提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ヘ）その他投資者の保護を図るため必要な事項： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

(10) 第三者割当に関する事項： 該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他】

1【法律意見】

当社のバイス・プレジデント、副ジェネラル・カウンセル、コーポレート&アシスタント・セクレタリーであるマーク・ローム氏より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、デラウェア州法の下で適法に設立され、かつ正常な状態で法人として有効に存続している。
- (2) 本プランに基づく新株予約権の募集の授権に関する社内の手続きはすべて適式に完了しており、当該授権は完全に有効に存続しており、当該募集はアメリカ合衆国デラウェア州及びアメリカ合衆国の既存の法律に基づき適法である。
- (3) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券に関する募集を行うことができる。
- (4) 当社による及び当社のための本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）の関東財務局長に対する提出は適法に授権されている。
- (5) 松添聖史、谷田部耕介及び野村卓矢各氏は、各々単独で当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）に署名し、関東財務局長に提出する行為その他、当社の日本における本プランの募集の届出に関する一切の行為につき、当社の日本における代理人として当社により適法に任命されている。

2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4 . その他」、「2 . その他の記載事項」に、以下に掲げる「イーベイ・インク従業員株式購入プラン」の訳文を掲げる。

（和訳）

イーベイ・インク 従業員株式購入プラン

2012年11月1日発効

第1条 プランの制定 イーベイ・インク（以下「**当社**」という。）の取締役会（以下「**取締役会**」という。）は、当社が、（以下第4条に定義される）適格従業員に対し、当社の普通株式（以下「**普通株式**」という。）を購入するオプションを付与することを提案するため、ここに、この従業員株式購入プラン（以下本「**プラン**」という。）を制定するものである。本プランは、イーベイ・インク修正改定1998年従業員株式購入プランを修正及び改定するものであり、2012年11月1日以降に開始する購入期間（第5条に定義される。）以降適用される。

本プランは次の2つの要素(a)及び(b)を含む。(a)は、米国の1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「**内国歳入法**」という。）の第423条に基づく「従業員株式購入制度」として適格であるという位置づけの要素（以下「**第423条コンポーネント**」という。）であり、その規定は、内国歳入法第423条の要件に合致する統一的で非差別的な方法によりプランへの参加を提供しまた制限するよう解釈されるものであり、(b)は、内国歳入法第423条に基づく「従業員株式制度」として適格との位置づけにない要素（以下「**非第423条コンポーネント**」という。）であるが、この場合、オプションは、適格従業員、当社並びに参加小会社及び参加関係会社（いずれも以下に定義される。）の税、証券法又はその他の目的を達成するために策定された、運営者（以下第3条に定義される。）が承認した規則、手続き又はサブプランに従って付与されることとなる。本プランに別段の規定のない限り、非第423条コンポーネントは、第423条コンポーネントと同様の方法で機能し、また運営される。

本プランにおいて、「**子会社**」とは、内国歳入法第424条(f)に定義されているとおり、現時点又は今後存在するものであるかを問わず、当社の「子会社企業」を意味する。「**参加子会社**」とは、第423条コンポーネントに参加する資格があるとして、随時運営者が指定する子会社を意味する。本プランにおいて、「**関連会社**」とは、(a)直接的又は間接的に、当社により支配され、当社を支配し、又は当社と共同で支配される事業体、及び、(b)当社が相当の持分を保有する事業体を意味するが、いずれの場合も、現時点又は今後存在するものであるかを問わず（疑義を避けるために、子会社も含まれる。）、運営者が決定する。「**参加関係会社**」とは、非第423条コンポーネントに参加する資格があるとプラン運営者が定めた関連会社を意味する。

本プランに基づき発行される株式として普通株式合計35百万株が当初留保される。かかる株式数は、本プラン第14条に基づき調整がなされる場合がある。

第2条 プランの目的 本プランの目的は、給与天引き又はその他の拠出を通し、適格従業員に当社の株式を取得する簡易な手段を提供し、当社の業務に対するかかる従業員の参加意識を高めることである。

第3条 運営

(a) 本プランは、取締役会の報酬委員会(以下「**運営者**」という。)により運営される。ただし、取締役会は、その単独の裁量により、プランの運営を決定できるものとし、その場合、プランの運営者とは取締役会を指すものとする。本プランの規定に従い、運営者はその単独の裁量により、本プランに基づき付与されるオプションに関連する一切の事項を決定する排他的権限を有する。かかる権限には、(i)本プラン及び加入契約又は本プランに関連するその他の文書若しくは契約について、解析、解釈し、その矛盾を調整し、欠陥を是正し、不足を補い、諸条件を適用させること、(ii)(事実判断を含め)、本プランに基づき提起された申立てを解決すること、(iii)本プランに基づく募集(本プラン第5条に定義される。)及びオプションの諸条件を決定すること、(iv)当該規則及び規定を策定、改正、中止、又は撤回し、また本プランの正しい運営のために適切と思われる代行業者を指名すること、並びに、(v)本プランの運営のために必要又は望ましいと運営者がみなすその他の決定を行い、その他の行為をなすことの権限が含まれるが、それらに限定されない。

(b) 運営者は、その単独の裁量により、(i)プランに基づき別個の募集を指定すること、(ii)どの事業体が参加子会社又は参加関係会社であるかを決定すること、(iii)誰が適格従業員かを決定すること、(iii)加入期間及び購入期間(各用語は本第5条に定義されるとおりである。)の長さや期間を変更すること、(iv)加入期間又は購入期間中に給与天引き又は拠出される金額の変更の頻度及び/又は回数を制限すること、(v)適切に提出された加入契約及び/又は拠出額の変更に関する当社の処理過程における事務上の誤りを調整するため、本プラン参加者の指定した額を超えて給与天引き又はその他の拠出を許可すること、(vi)普通株式の購入に充てられる各プラン参加者の金額が、給与天引額又はその他の拠出額と適切に一致することを確実なものとするために、合理的な待機期間と調整期間及び/又は会計と預金手続きを設定すること、並びに(vii)運営者がその単独の裁量権により本プランに従い望ましいと判断するその他の制限又は手続きを策定すること、についての排他的な権限を有する。

(c) さらに、運営者は、米国外の法域の市民若しくは居住者である適格従業員及び/又は米国外で雇用されている適格従業員によるプランへの参加を許可するために必要又は適切な規則、手続き及びサブプランを採用することができるものとする。かかるサブプランの諸条件は、本プランの他の規定に優先される場合があるが、本プランに基づき発行するために留保された普通株式数を定めた本プラン第1条の規定を除くものとする。また、かかるサブプランの諸条件が別段に優先されない限り、本プランの規定がかかるサブプランの運営を支配するものとする。内国歳入法第423条の要件に反する限り、かかるサブプランは、非第423条コンポーネントの一部とみなされ、内国歳入法第423条に準拠することを本プランの諸条件により求められることはない。前述の一般性を制限することなく、運営者は、参加の適格性、参加者に対する報酬(第9条(b)に定義されるとおり。)の定義の米国外給与への適用、給与天引きその他拠出の処理、給与天引きの実行及びその他拠出額のプランへの充当、拠出額預金用の銀行口座又は信託口座の開設、利息の支払い、米ドル以外の通貨による給与天引き及びその他拠出額に適用される為替レートの設定、給与税支払義務、受取人指定のための要件の決定、源泉徴収手続き並びに現地の適用要件により異なる株券の取扱いに関する規則及び手続きを採用することを明確に授權されている。

(d) 運営者による本プラン及びその規則等の解釈、並びに本プランに基づき運営者が成す一切の行為及び決定は最終的であり、関係する又は対象となる全当事者を拘束するものとする。運営者は、その判断により、その義務及び権限を当社役員又は従業員に委任することができる。

第4条 適格性

(a) 本第4条に別段の規定のない限り、また、第6条の要件に従うことを条件に、ある加入日(以下第5条において定義されるとおり。)において適格従業員である者は、本プランに参加する資格を有するものとする。

(b) 本プランにおいて、「**適格従業員**」とは、いずれの場合においても、当社又は参加子会社若しくは参加関係会社、政府機関、あるいは裁判所による以後の再分類に関わりなく、当社又は参加子会社若しくは参加関係会社の台帳上、従業員とみなされている者をいい、また、本条に記載される資格を条件とする。

(c) 本プランにおいて、かかる者が兵役休暇、病気休暇、あるいは当社又は該当する参加子会社若しくは参加関係会社の承認した正式なその他休暇期間の間、雇用関係は完全に継続しているとみなされる。ただし、かかる休暇については3か月を超えない場合に限り、あるいは、3か月を超える場合は、かかる者の再雇用の権利が法令により定められている場合、また、契約又は休暇期間後の再雇用の権利を規定する当社又は当該参加子会社若しくは参加関係者の書面による方針において合意されている場合に限り、適用される。

(d) 前述の規定にもかかわらず、ある加入日に付与される全てのオプションに関し、適格従業員の定義に次の者は含まれないものとする。すなわち、ある者が(i)当該加入期間の開始日の10営業日前に当社又は参加子会社若しくは参加関係会社に雇用されていない場合、及び/又は、(ii)当該雇用者が、内国歳入法第424条(d)に基づき当該雇用者にその株式が帰属することとなる他者の分と合わせ、当社又は子会社の全種類の株式の議決権総数又は価値の5%以上の株式又はオプションを保有している場合、あるいは、本プランに基づき当該加入期間に関するオプションを付与された結果、当社又は子会社の全種類の株式の議決権総数又は価値の5%以上の株式又はオプションを保有することとなる場合。

(e) 運営者は、その単独の裁量権により、随時、(統一的で公正な判断により又は第423条コンポーネントにおけるオプションに関する米国財務省規則第1.423-2により認められる通り)、加入日に付与される全オプションについて、当該加入日の前までに、適格従業員の定義に次の(i)又は(ii)に該当する者が含まれるか否かを決定することができる。すなわち(i)通常の1週間の勤務時間が20時間以内(又は運営者がその単独の裁量で定めるより短い時間)の者、又は(ii)1暦年中的勤務期間が5か月(又は運営者がその単独の裁量で定めるより短い期間)を超えない者。第423条コンポーネントにおける募集において、かかる除外は、米国財務省規則第1.423-2(e)(2)(ii)に準拠し適用される。

(f) 第423条コンポーネントの場合、米国外の法域の市民又は居住者である適格従業員は、(かかる者が米国市民若しくは従業員であるか、又は内国歳入法第7701条(b)(1)(A)における居住外国人であるか否かを問わず)、か

かる適格従業員の参加が当該法域の法律により禁止されている場合、又は、当該法域の法律に準拠することで本プラン又は募集が内国歳入法第423条に抵触することとなる場合、(又は内国歳入法第423条においてかかる除外が認められる限りにおいて)、本プラン又は募集への参加から除外することができる。非第423条コンポーネントの場合、運営者が適格従業員の参加が好ましくない又は実施不可能と判断した場合、かかる適格従業員は本プラン又は募集から除外することができる。

(g) 本プランへの参加者は、その雇用が終了(第12条に詳細が規定される通り)した場合、加入期間中かかる参加者を雇用する事業体が関連会社ではなくなった場合、又は参加者が参加子会社若しくは参加関係会社ではない関連会社に異動した場合、適格従業員ではなくなる

第5条 募集、加入期間、購入期間

(a) 本プランにおいて「募集」とは、加入期間中の1つ以上の購入日(以下に定義される。)において本プランに基づき行使することのできるオプションに関する募集をいう。運営者による特段の定めのない限り、当社、参加子会社若しくは参加関係会社の適格従業員に対する各募集は、それぞれの募集の日付その他の条件が同一であっても別の募集(同募集の非第423条コンポーネントに基づく部分の諸条件は同一でなくとも構わない。)とみなされ、本プランの条項は各募集に別々に適用される。米国財務省規則第1.423-2(a)(1)において認められる限り、第423条コンポーネントにおけるそれぞれの募集の諸条件は同一でなくとも構わないが、本プラン及び募集の諸条件が米国財務省規則第1.423-2(a)(2)及び(a)(3)を満たす必要がある。

(b) 加入期間(以下に定義される。)の開始日までに運営者による特段の定めがない限り、(i)本プランの各加入期間(それぞれを「加入期間」という。)は、各年の5月1日及び11月1日に開始し、各年の4月30日及び10月31日に終了する24か月間とし、また、(ii)各加入期間は4つの購入期間(それぞれを「購入期間」という。)からなり、各購入期間中、参加者の給与天引額又はその他の拠出額がプランに基づき積み立てられる。各加入期間の最初の営業日を「加入日」という。各購入期間の最終営業日を「購入日」という。

(c) 運営者は、募集における加入期間の長さの変更について、かかる変更の対象となる最初の加入期間の開始予定日から15日以上前までに発表する限り、株主の承認を経ずにかかる変更を行う権限を有する。前述にも関わらず、運営者は前述の加入期間に加え、他の加入期間を設定することができるものとし、その場合、適格性、参加、購入期間及び購入日の設定、並びに当該募集に基づくその他の権利に関する要件を含め、運営者の承認する特定の諸条件に従うことが条件となる。参加者は、一度に1つの加入期間にのみ申し込むことができる。

第6条 本プランへの参加

(a) 適格従業員は、当該加入日の5営業日前(又は運営者の設定するその他の時間枠)までに、申込契約(当社のオンラインのプラン登録プロセスから、又は、運営者の求める場合は紙面により)、及び又はその他の書類に記入し、その他、運営者の設定する本プランに基づく申込手順に従うことにより、本プランの参加者となることができる。

(b) 適格従業員が本プランの参加者となった場合、適格従業員は、(i)本プラン第11条に規定されるとおり、本プランから脱退し若しくは脱退するものとみなされない限り、又は当該加入期間へのさらなる参加を終了しない限り、あるいは、(ii)適格従業員でなくなる限り、次の続く各加入期間に自動的に参加するものとする。かかる参加者は、法律上又は管理上の理由により運営者から求められない限り、本プランへの参加を継続するために、追加的な申込契約、書類又は手続きの完了を要求されることはない。

(c) 本プランの参加者の雇用が当社及び参加子会社間で異動する場合、又は参加関係会社間で異動する場合、かかる参加者の本プランへの参加は、本プランに基づき終了されない限り、また、本プランに基づき終了されるまで、継続するものとする。同様に、本プランの参加者が参加関係会社間で異動する場合、その本プランへの参加は、本プランに基づき終了されない限り、また、本プランに基づき終了されるまで、継続するものとする。本プランの参加者が、(i)当社又は参加子会社から参加関係会社に異動する場合、あるいは、(ii)参加関係会社から当社又は参加子会社に異動する場合、かかる参加者は、異動日をもって本プランから脱退するものとみなされ、積み立てられた給与天引額は、かかる異動日後、可及的速やかに当該参加者に対し返金される(第9条(e)に従い、無利息とする。)。かかる前参加者は、次の加入期間に、その時点で適格従業員であり、申込契約に記入し本第6条(a)に記載の手続きに従う限り、本プランに再登録する権利を有する。本第6条(c)の前述の規定にも関わらず、運営者は、内国歳入法第423条の適用ある要件及び本プランの諸条件に従い、当社及び参加子会社又は参加関係会社間の異動に関する追加規則及び/又は異なる規則を策定することができる。

第7条 オプションの付与 本プランの各参加者は、各加入期間の加入日に、また、いずれの場合においても、本プランの規定に従うことを条件に、加入期間中の各購入日に、(以下第8条に規定される購入価格により)普通株式を購入するオプションを付与されるものとするが、購入する普通株式数は、(a)当該購入期間に積み立てられた参加者の給与天引額又はその他拠出額を(b)(i)加入日における普通株式の公正市場価値の85%(ただし、普通株式の額面価額を下回らないものとする。)又は(ii)購入日における普通株式の公正市場価値の85%(ただし、普通株式の額面価額を下回らないものとする。)、のいずれか低い方の価格で除することにより決定される数を上限とする。ただし、本プランに基づき付与されるオプションの原資となる普通株式の数は、(x)当該購入日について第10条(a)に基づき購入できる最大株式数、又は、(y)当該購入日について第10条(b)に基づき運営者が設定する最大株式数のうち、少ない方の数を超えないものとする。普通株式1株の公正市場価値は第8条に定められるとおりとする。

第8条 購入価格 加入期間中に購入される普通株式1株の購入価格は、以下(a)又は(b)の低い方の85%とする。

(a) 加入日の公正市場価値、又は

(b) 購入日の公正市場価値

本プランにおいて、「公正市場価値」とは、以下により決定される任意の日における普通株式1株の価値をいう。

- (i) 当該普通株式がその時点でNasdaqグローバル・セレクト・マーケットに株式公開されている場合は、「ウォール・ストリート・ジャーナル紙」において報告された、Nasdaqグローバル・セレクト・マーケットにおける決定日の終値
- (ii) 当該普通株式が株式公開され、その時点で米国内の別の株式取引所に上場されている場合、「ウォール・ストリート・ジャーナル紙」に報告された、普通株式が上場又は認可されている主要株式取引所における決定日の終値
- (iii) 当該普通株式が株式公開されているが、Nasdaqグローバル・セレクト・マーケットには上場しておらず、また、米国の他の株式取引所での取引も認可されていない場合、「ウォール・ストリート・ジャーナル紙」に報告された、決定日における最終呼び値
- (iv) 前述のいずれもが該当しない場合、運営者が誠意をもって決定する。

第9条 購入価格の支払い、給与天引きの変更、株式の発行

(a) 普通株式の購入価格は、各購入期間において、参加者の報酬(以下に定義されるとおり。)から控除する給与天引きによって支払うものとする。本第9条に規定のある場合を除き、参加者の報酬から控除される給与天引きの額は、前述の第6条(a)に記載される申込契約の作成及び本プランへの登録時に適格従業員が決めるものとする。

前述の規定又は本プランに矛盾する条項がある場合にも関わらず、運営者は、給与天引きが適用ある現地法において認められていない場合、給与天引きに代わり、現金、小切手又はその他の手段によるその他の拠出を本プランに基づき行うことを許可することができるものとし、また、第423条コンポーネントに基づく募集の場合、かかるその他の拠出が内国歳入法第423条に基づき許容されるものであるかを決定する。

給与天引き又はその他の拠出は、参加者の報酬から1%単位で行うことができ、報酬の2パーセント(2%)以上、10パーセント(10%)以下の割合若しくは運営者の定めるそれより低い割合とする。運営者は、拠出される額について、特定の金額(ドル)が指定されるか、又は当該給与日に支払われる適格報酬のパーセンテージとして指定されるか、又はそのいずれも可とするかを決定するものとし、最低パーセンテージ又は最低拠出額を定めることもできる。

給与天引きは、加入期間の最初の給与支払日に開始し、本プランの規定に則り変更又は終了とならない限り、加入期間の最後まで継続するものとする。その他による拠出は、本条の前述の規定によりその他の拠出が認められているオプション及び/又は付与に関し運営者が定める時及び方法により行われるものとする。

(b) 本プランにおいて、「報酬」とは、適用ある加入期間中に、当社、参加子会社又は参加関係会社により参加者が稼得又は参加者に支払われる次の形態の現金報酬をいう。すなわち、基本賃金、給与、残業手当(食事時間に代わり支払われる場合を含む。)、業績連動賞与又は功労金、コミッション、シフト勤務手当、言語手当、有休休暇及び休日に対する支払い、サバティカル期間の支払い、待機期間中の手当、出張費、遡及払い、オンコール/スタンドバイ手当、危険手当、弔慰金、陪審/証人義務手当、業務停止期間中の支払い、軍務休暇に対する支払い、内国歳入法第410条(k)又は第125条に基づき繰延べられた報酬、非適格繰延報酬制度に基づく分配金、残留特別手当、その他、内国歳入法第423条に基づき運営者が「報酬」と認める報酬。本プランにおける「報酬」には、転居手当、車通勤手当、グロスアップ支払、経費払戻金、食事手当、非適格繰延報酬制度に基づき繰延べられた報酬、退職制度/退職契約及び取決めに基づく支払い、自宅待機期間その他解雇前の通知待機期間中の支払い、平衡交付金、退職給付金(退職に関連する未使用休暇の買取りを含む。)、転居手当、経費払戻し、食事手当、通勤手当、遠隔地手当、当該法域の法律において減給が認められていない支払い(特定の法域における賞与保証を含む。)、入社一時金、非適格役員報酬、本プラン又はその他の株式プラン(当社若しくは関連会社のストックオプション制度、株式購入制度、制限付株式制度、制限付株式ユニット制度、繰延ストックユニット制度、その他類似制度を含むがこれに限定されない。)に従って直接又は間接に支払われる金額あるいはかかる報奨の代わりに支払われる現金、内国歳入法第423条に基づき運営者が「報酬」ではないと定めるその他一切の報酬を含め、本第9条(b)の最初の一文に含まない、又はその対象とならない形態の報酬は含まないものとする。運営者は、その単独の裁量により、各募集について、統一かつ公正を基本とし、以後の募集について異なる報酬の定義を設定することができる。また、運営者は、米国外の給与名簿に記載された参加者に対し、本定義を適用することを決定する裁量権を有するものとする。

(c) 参加者は、給与天引き又はその他拠出に関する新たな同意書を(当社のオンラインによるプラン手続きを通じ、又は運営者が求める場合は紙面により)作成することで、及び/又はその他の様式により、また、運営者が定める場合はその他の手続に従って、加入期間中の給与天引率又はその他の拠出を増減することができ、その場合、新たな割合は、参加者がかかる変更を選択して後、手続き上可及的速やかに新たな割合が有効となるものとし、新たな割合は、以下に記載の方法で変更されない限り、残りの加入期間中、継続して適用されるものとする。給与天引き又はその他拠出割合のかかる変更は、加入期間中、いつでも行うことができるが、特定の購入期間中一回を超えて変更はできないものとする。

参加者は、給与天引き又はその他拠出に関する新たな同意書を(当社のオンラインによるプラン手続きにより、又は運営者が求める場合は紙面により)作成することにより、及び/又はその他の形態により、また、運営者が策定する場合その他の手続に従って、後続の加入期間中の給与天引率又はその他の拠出を増減することができるものとするが、かかる変更は、当該加入期間の開始15日前まで、又は運営者の設定するその他の期限までに行うものとする。

(d) 参加者は、加入期間中、当社に対し給与天引き又はその他の拠出の中止を(当社のオンラインによるプラン手続きを通じ、又は運営者が求める場合は紙面で)申請することにより、及び/又はその他の様式により、運営者の定めるその他の手続に従って、給与天引き又は拠出のパーセンテージをゼロまで減らすことができる。参

加者が減らすことを選択した場合、かかる選択は手続き上可及的速やかに有効となるものとし、以後、当該加入期間中、給与天引き又は拠出は行われないものとする。かかる申請の有効日までに参加者の口座に積み立てられた給与天引額又は拠出額は、以下第9条(f)に従い普通株式の購入に充てられる。参加者は、給与天引き又はその他の拠出をゼロに減額した加入期間中、給与天引き又は拠出を再開することはできない。

(e) 参加者の給与天引きその他拠出額は、本プランに基づき、参加者のために維持される口座に積み立てられる。全天引額又はその他拠出額は当社の一般資金と合わせ預け入れられ、企業目的のために当社が使用するものとし、また、当社は、給与天引き又はその他の拠出がなされる管轄法域の法律により求められていると運営者が判断しない限り、かかる天引額又はその他拠出額を分離しておく義務を負わない。給与天引き又はその他の拠出がなされる管轄法域の法律により求められていると運営者が判断しない限り、かかる天引額又はその他拠出額に利息は発生しない。

(f) 各購入日において本プランが有効であり、当該参加者が第11条(a)の要件に基づき加入期間から脱退していない限り、また、当該加入期間に関し参加者に付与されたオプションが購入日に行使可能である限り、当社は、その時点において参加者の口座に積み立てられた資金を、かかるオプションのために留保された1株単位の普通株式の購入に充てるものとする。1株当たり購入価格は、本プラン第8条に規定のとおりである。かかる株式の購入後に参加者の口座に残る現金は、（前述の第9条(e)に規定のとおり）無利息で、かかる参加者に現金で返金されるものとする。ただし、購入日において当該参加者の口座に残る額が普通株式1株を購入するために必要な額を下回った場合で、本プランにおいてロールオーバーが可能であると運営者が判断した地域においては、適宜、かかる額を、（前述の第9条(e)に規定のとおり）無利息で、次の購入期間又は加入期間に繰越すことができる。かかるプランへの超過申込が発生した場合、当該購入日において株式の購入に使用されなかった全資金は、（前述の第9条(e)に規定のとおり）無利息で、当該参加者に返金される。当該購入日より前に本プランへの参加が終了した従業員のために普通株式が購入されることはない。

(g) 以下第9条(h)に基づき、当社は、当該購入日後可及的速やかに、参加者のオプションの行使により購入された株式を、かかる参加者のために発行するものとする。

(h) 本プランの参加者は、オプションが行使される時点で、又は本プランに基づき発行された普通株式の一部若しくは全部が処分された時点で（あるいは、かかる者に関連する課税事象が発生するその他の時に）、連邦、州、地方及び海外の所得税、社会保険、給与税、付加給付税、その他本プランへの参加に関連し、また法的に参加者に適用される（法的には当社又は参加者の雇用者に適用されるが、当社が単独の裁量で、参加者の適切な費用とみなす額を含む）追加税その他税務関連項目に関連し、当社又は参加子会社若しくは参加関係会社の源泉徴収義務のために適切な引当をなさなければならない。なんどきでも、当社又は参加者の雇用者は、当該参加者の賃金又はその他現金報酬から、当社又は参加者の雇用者が適切な源泉徴収義務（参加者による普通株式の売却又は早期処分起因する、当社又は当社の参加者の雇用者が利用できる税控除又は税務便益に関する源泉徴収を含む。）を果すために必要な額を控除することができるが、かかる控除は義務ではない。さらに、当社又は参加者の雇用者は、普通株式の売却益から控除することができ、また当社又は参加者の雇用者が適切とみなすその他の控除法により控除することができるが、かかる控除は義務ではない。

(i) 参加者の生存中、本プランに基づき株式を購入する参加者のオプションは、かかる参加者によってのみ行使可能である。かかる参加者は、オプションが行使され購入された株式が発行又は参加者の名義に書換えられるまで、かかるオプションの原資となる株式について、持分又は議決権を有さない。

第10条 購入される株に対する制限

(a) いかなる参加者も、当社又は子会社のその他全ての従業員株式購入制度に基づき当該参加者が株式を購入する権利と合わせた場合、参加者に付与されたオプションが未行使である各暦年中において、（加入日現在に決定される）公正市場価値で25,000米ドル（あるいは内国歳入法により別途定められる上限）を超えて普通株式を購入する権利を有さない。当社は、かかる制限を行使するため、必要に応じ、参加者の給与天引き又はその他の拠出を自動的に中断するものとするが、当社が自動的にかかる給与天引き又は拠出の受け付けを再開する場合、当社はかかる中止直前に行使されていたレートを適用するものとする。

(b) いかなる参加者も、ある購入日において（以下に定義される）最大株式数を超えて購入することはできない。運営者は、加入期間開始の30日前までに、その単独の裁量権により、ある購入日に従業員が購入することのできる最大株式数（以下「**最大株式数**」という。）を設定することができる。運営者による別段の決定があるまで、最大株式数は（第14条による調整を条件とし）5,000株とする。新たな最大株式数が設定される場合、次の加入期間開始日までに、かかる最大株式数を全参加者に対し通知するものとする。最大株式数は、前述の運営者による修正がなされない限り、後続の全購入日及び加入期間に適用されるものとする。

(c) ある購入日に本プランに参加する全参加者により購入される予定の株式が、本プランに基づき発行可能な株式数を超える場合、当社は実務上合理的に可能な限り、また運営者が公平であると判断する、できうる限り統一的方法により、残存する株式を比例的に分配するものとする。この場合、当社は、影響を受ける各参加者に対し、参加者のオプションにより購入できる株式数が減少する旨、通知するものとする。

(d) 本第10条における制限により、参加者の口座に積立てられた資金のうち普通株式の購入に充てられない額は、当該購入期間終了後可及的速やかに、（第9(e)により）無利息でかかる参加者に返金されるものとする。

第11条 脱退

(a) 各参加者は、購入期間終了の15日前までに、又は運営者の定めるその他の期限内に、（当社のオンラインによるプラン手続きを通じ、又は運営者が求める場合は紙面で）脱退通知及び/又はその他の形態を完了することにより、また、運営者の定める場合は本プランからの脱退に関するその他の手続きに従うことにより、本プランにおける購入期間から脱退することができる。

(b) 本プランから脱退する場合、積立てられた給与天引額はかかる控除対象となった参加者に対し、(第9条(e)に基づき)無利息で返金され、本プランにおける当該参加者の利害は終了する。参加者が自発的に本プランからの脱退を選択した場合、かかる参加者は同一加入期間中に本プランへの参加を再開することはできないが、本プランの初回参加について定めた第6条の手続きに従い申込契約を完了することにより、かかる脱退以降に開始する本プランに基づく加入期間に参加することができる。

(c) 参加者がその時点で登録している加入期間の初日における普通株式の公正市場価値が、その後の加入期間の初日における公正市場価値より高い場合、当社はかかる参加者をかかる後続の加入期間に自動的に登録するものとする。かかるその後の加入期間の初日までに参加者の口座に積立てられた資金は、かかる後続の加入期間の初日の直前の購入日に株式を購入するために適用される。参加者は後続の加入期間に自動的に登録されるための何らかの書類を当社に提出する必要はないものとする。

第12条 雇用の終了 退職、死亡又は参加者が適格従業員であり続けることができないことを含む、何らかの理由により参加者の雇用が終了した場合には、本プランへのその参加は直ちに終了する。本プランの目的上、参加者の雇用は、参加者が従業員として積極的に役務を提供しなくなった日付で参加者の雇用は終了したものとみなされ、通知期間により延長されることはない(すなわち、積極的な役務には、契約通知期間又は「ガーデン・リーブ」の期間又は参加者が雇用される又は、もしあれば、参加者の雇用契約の条件が積極的に役務を提供していない法域の雇用法に基づき強制される類似の期間を含まない)。運営者は、参加者が本プランへの参加の目的上、役務を積極的に提供しなくなった時を判断する排他的裁量を有するものとする。かかる場合において、参加者の口座の貸方にある資金は、かかる者に返還され、又はその死亡の場合には、無利息で(第9(e)条に従い)その法定代理人に返還される。

第13条 給与天引き及びその他の拠出額の返還 本プランの参加者の持分が、離脱、雇用の終了その他により終了した場合、又は本プランが第25条に従い終了した場合には、当社は、無利息で(上記第9(e)条に従い)当該参加者の口座の貸方にある全ての給与天引き又はその他の拠出額を参加者に引き渡すものとする。

第14条 資本の変動

(a) 配当若しくはその他の分配、再編、合併、統合、結合、又は当社の普通株式若しくはその他の有価証券の償還若しくは交換、あるいは普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更(下記第14(c)条に定義される株式再編を除く。)が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により(その単独の裁量において)調整が決定された場合には、運営者は、その公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授權されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス(以下、総称して「**リザーブ**」という。)、最大株式数、各残存オプションの原資となる普通株式の数及びクラス、並びにまだ行使されていない各オプションの原資となる普通株式の1株当たり購入価格を調整するものとする。

(b) 株式再編の発生に関連して、かつ第14(a)条に反するものに拘わらず、各残存オプションを条件に、有価証券の数及び種類、並びにその1株当たり価格は、該当する場合、運営者により公平に調整される。本第14(b)条に規定される調整は、非裁量的であるものとし、最終的かつ影響を受ける参加者及び当社を拘束するものとする。

(c) “**株式再編**”とは、普通株式の割合(又は当社のその他の有価証券)又は普通株式の株価(又はその他の有価証券)に影響を与える、及び残存オプションに内在する普通株式の1株当たり価格に変動をもたらす、多額の臨時の現金配当を通じた株式分割、スピンオフ、ライセンス・オフリング、臨時株式配当又は再資本化といった、当社及びその株主間の非相互取引(すなわち、当社が当該取引で放棄する対価又はリソースにおおよそ等しい、またこれらと交換する取引に関し、対価又はその他のリソースを受領しない取引)をいう。

(d) 当社の予定された解散又は清算の場合には、加入期間は、運営者により別途規定のない限り、当該予定された法的措置の完了直前に終了する。運営者は、かかる場合に、その単独の裁量を行使し、その設定した日付で本プランが終了し、かつかかる終了前に本プランに基づき株式を購入する権利を各参加者に付与する旨を宣言することができる。

(e) (i) 当社が存続会社でない合併又は統合(完全所有子会社との合併又は統合、異なる法域における当社の再法人化、又は当社の株主に大きな変動のない、又は本プランに基づく相対的株式保有及びオプションが後任の会社により引き受けられ、転換され、又は代替されるその他の取引を除く。かかる前提は全ての参加者を拘束する。)、(ii) 当社が存続会社であるが、当社の株主が当該合併直前にその株式を所有しなくなった、又は当社のその他の株式持分を所有しなくなった場合の合併(当社との合併において、合併する株主、又は合併する他の企業を所有している又は管理しているものを除く。)、(iii) 当社の資産の全て又は実質的に全ての売却、又は(iv) TOB若しくは類似の取引により当社の残存株式の50%を超える取得、売却、又は譲渡。別途運営者によりその単独の裁量による規定のない限り、本プランは、予定された取引の終了前に開始した加入期間に関し継続し、かつ株式は、各購入日の存続会社の株式の公正市場価値に基づき購入される。運営者は、かかる場合、その単独の裁量を行使し、本プランが運営者により決定された日付で終了し、かつかかる終了前に本プランに基づき株式を購入する権利を各参加者に付与することを宣言することができる。

第15条 譲渡不可性 参加者の口座の貸方にある給与天引き又はその他の拠出額、本プランに基づくオプションの行使又は株式の受領に関するいかなる権利も、参加者による割当、譲渡、担保その他いかなる形態による処分も行いうことができない(遺言、相続及び分配又は下記第19条に規定されるものを除く。)。割当、譲渡、担保又はその他処分によるかかる試みは無効であり、効力を有さないものとする。

第16条 処分の通知 加入期間に買い付けられる株式が参加者の当社の株式プラン口座にない場合、各参加者は、当社に書面により、当該処分が、加入日から2年以内又は当該株式が買い付けられた購入日より1年以内に生じる場合、本プランに従い加入期間に購入される株式を処分するかどうか通知するものとする(以下「**通知期間**」という。)。当社は、通知期間中いつでも、当社の名義書換代行会社に、当社に株式の譲渡を通知するよう要請する本プランに基づき取得

した株式を表章する証書に関する説明を付すことができる。参加者が当該通知を提供する義務は、当該証書に関する説明があるか否かに拘わらず継続するものとする。

第17条 継続雇用の権利がないこと 本プラン及び本書に基づくオプションの付与のいずれも、当社若しくは参加子会社又は参加関係会社が雇用に維持する権利を従業員に付与するものではなく、又は当社若しくは参加子会社又は参加関係会社に当該従業員の雇を終了させる権利を制限するものではないものとする。

第18条 通知 本プランに基づき、又は本プランに関連する参加者から当社に対するあらゆる通知又はその他の通信は、その受領につき当社により指定される場所、又は者により、当社により明記される形態で受領した場合に、適法になされたものとみなすものとする。

第19条 参加者の死亡 参加者が死亡した場合には、当社は、参加者の口座の貸方にある株式又はもしあれば現金を、参加者の遺産の執行人又は管理人に引き渡すものとし、又はかかる執行人若しくは管理人が任命されていない場合には(当社の知る限りにおいて)、当社は、その単独の裁量において、参加者の配偶者、又は1名若しくは複数の扶養家族若しくは血縁者に対し、又は配偶者、扶養家族若しくは血縁者が当社の知るところでない場合には、当社が指定するその他の者に対し、当該株式又は現金を引き渡すことができる。

第20条 株式の発行時の条件、株式の売却に係る制限 株式は、当該オプションの行使及びそれに従った当該株式の発行及び引渡し、1933年米国証券法(改正済)、1934年米国証券取引法(改正済)、それに基づき公布される規定及び規則、及び株式がその時点で上場することができる証券取引所又は自動値付システムの要件を含むがこれに限定されない、国内又は海外のあらゆる法律の適用規定を遵守しているのでない限り、オプションに関し、発行されないものとし、かつ当該遵守に関し、さらに当社の顧問の承認を条件とするものとする。

第21条 第409A条 第423条コンポーネントは、規約第409A条の適用を除外され、かつ本書中の不明瞭な点は、第409A条の適用から除外されるように解釈されるものとする。非第423条コンポーネントは、短期繰延の例外に基づく第409A条の適用から除外されることを目的としており、不明瞭な点は、当該目的に従い捉えられ、解釈されるものとする。前述を推進するために、かつ本プランに反する規定に拘わらず、本プランに基づき付与されるオプションが第409A条を条件にする、又は本プランの規定が、本プランに基づくオプションに第409A条を条件にさせるものであると運営者が判断した場合には、運営者は、いずれの場合も、参加者の同意なく、運営者による修正又は行為が第409A条を侵害しない範囲においてのみ、本プランに基づき付与される残存オプション又は将来オプションを第409A条から除外させるために、又は当該オプションが第409A条を遵守できるようにするために、本プランの条件、及び/又は本プランに基づき付与される残存オプションの条件を修正することができ、又は運営者が必要又は適切と判断するその他の行為を行うことができる。前述に拘わらず、当社は、第409A条から除外される又は遵守することを意図する本プランに基づくオプションが、しかるべく除外されず、若しくは遵守されない場合には、参加者又はその他の当事者に責任を有さず、又はこれに関し、運営者によりなされる行為に責任を有さないものとする。

第22条 税務上の適格性 当社は、(a) オプションが米国又は米国外の法域の法律に基づく税務上の優遇措置の対象として適格となるべく、又は(b)税務上の不利な取扱い(例えば第409A条に基づく)を回避するべく、努力を尽くすが、当社は、第21条を含む本プランに反するものに拘わらず、かかる旨の表明を行わず、かつ優遇措置を維持する又は不利な税務上の取扱いを回避する条項を明確に否認する。当社は本プランに基づく参加者への潜在的な負の税務上の影響を考慮することなく、その企業活動において、制約を受けないものとする。

第23条 株主の承認 本プラン(本書で示されるように改正済及び修正再表示済)が取締役会により採択された後に、本プランは2012年11月1日に効力が発生する。本プランは、本プランが取締役会により採択された日より前又は後12ヶ月以内に適用ある企業法により認められる方法で、当社の株主の承認を受けることを条件とするものとする。本プランに基づくいかなる株式の購入も、当該株主の承認前に生じないものとする。本プランは、(a) 取締役会による本プランの終了(終了は取締役会によりいつでも生じさせることができる)又は(b) 本プランに基づく発行のために留保された普通株式の株式の全ての発行の、いずれか早い方が生じるまで継続するものとする。

第24条 準拠法 本プランは、デラウェア州の実体法(法令に抵触するものを除く。)に準拠するものとする。

第25条 本プランの修正又は終了 運営者は、いつでも本プランを修正又は終了させることができる。ただし、当該修正が以下となる場合には、当該終了が本プランに基づきこれまでに付与されたオプションに影響を及ぼさず、これまでに付与されたオプションに参加者の権利に悪影響を及ぼすような修正や変更を行わず、かつ当該修正の採用から12ヶ月以内(又は上記第23条により必要な場合、それよりも早く)に上記第23条に従い得られる当社の株主の承認なく修正を行うことができない。

- (a) 本プランに基づき発行することができる株式数を増加させること、又は
- (b) その従業員(又は従業員のクラス)が本プランに参加する資格を有する会社の指定を変更すること。

疑義を回避するために付記すると、本第25条に基づく訴訟を行う権限は、役員又はその他の従業員に委任することができない。前述に拘わらず、運営者は、本プラン又は加入期間の継続が、本プランが取締役会により採択された日に有効である財務会計上の取扱いと異なる本プランの財務会計上の取扱いとなる場合でも、運営者が望ましいと判断する修正を本プランに行うことができる。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

第1 外国会社報告書の提出日以後の臨時報告書の提出

2020年4月11日、当社の取締役会は、ジェイミー・イアノーネ氏を2020年4月27日付で当社の社長兼最高経営責任者（以下、最高経営責任者又はCEOという。）及び取締役に任命した。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、2020年6月26日に臨時報告書を提出した。

報告内容

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

退任

氏名：スコット・シェンケル

年齢：51歳

役職名：暫定最高経営責任者

就任

氏名：ジェイミー・イアノーネ

年齢：47歳

役職名：社長、最高経営責任者兼取締役

(2) 当該異動の年月日

2020年4月27日

(3) 当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数（2020年5月1日現在）

スコット・シェンケル： 584,477株

ジェイミー・イアノーネ： 212株

(4) 新たに代表取締役になる者の主要略歴

イアノーネ氏（47歳）は、直近ではウォルマートeコマースの最高執行責任者を務めた。2014年にサムズ・クラブに入社し、SamsClub.comのCEO並びにメンバーシップ及びテクノロジー部門のエグゼクティブ・バイス・プレジデントを務めた。ウォルマート・インクに入社する以前は、バーンズ・アンド・ノーブル・インクにおいてデジタル・プロダク

ツのエグゼクティブ・バイス・プレジデントであった。また、2001年から2009年の約8年間、イーベイにおいてバイス・プレジデント及びその他の指導的役職を務めた。それ以前はエピニオンズ・ドット・コム及びブーズ・アレン・ハミルトンに勤務した。同氏はまた、チルドレンズ・プレイスの取締役も務めた。プリンストン大学において、オペレーションズ・リサーチ、工学及び管理システムに関する理学士号を取得し、スタンフォード大学経営大学院において経営学修士号を取得した。

第2 外国会社報告書の提出日以後のその他の変更

2020年6月、当社の総額500百万米ドルの2.150%固定利付シニア社債の満期が到来し、償還された。

2020年6月、当社は元本総額750百万米ドルで2020年3月に発行した未償還の2025年満期1.900%固定利付社債及び2030年満期2.700%固定利付社債のリオープンにより追加の無担保シニア社債を発行した。2020年6月の当該発行は、2025年満期1.900%固定利付社債の追加発行としての300百万米ドル及び2030年満期2.700%固定利付社債の追加発行としての450百万米ドルからなる。当社は、これらの発行による手取金の一部を、元本総額750百万米ドルの2021年満期2.875%固定利付シニア社債の全部の公開買付を完了するために使用した。当社は、2021年満期2.875%固定利付シニア社債の未償還の元本総額の約44%に相当する保有者からの買付を完了した。当該買付の対価として支払われた現金の総額が339百万米ドルであったのに対し、当該社債の帳簿価額の総額は329百万米ドルであり（当該公開買付に関する少額の手数料及びその他の費用を含め）10百万米ドルの償還損失が発生した。2020年7月、当社は、当該公開買付の最終決済時に2021年満期2.875%利付シニア社債の追加購入において2百万米ドルを追加で支払った。2020年8月中、当社は2021年満期2.875%利付シニア社債に関し、未償還の元本残高419百万米ドルを償還した。現金対価の支払総額は430百万米ドルであったが、これには当該社債の簿価総額419百万米ドル並びに当社の連結損益計算書において利息及びその他（純額）に計上されるプレミアム11百万米ドルが含まれる。

2020年7月、2020年2月に事前に締結された加速型自社株買戻契約が実行され、1株当たり平均価格40.77米ドルで約74百万株が買戻された。

2020年7月、当社は2020年満期3.250%固定利付シニア社債について、元本総額500百万米ドルの100%に等しい金額に未払利息を加えて償還するオプションを実行した。

2020年7月20日、当社はClassifieds事業をAdevinta ASA（以下「Adevinta」という。）に現金25億米ドル（但し一定の調整に従う。）及びAdevintaの株式約540百万株を対価として譲渡する確定契約を締結した。当該確定契約にしたがい支払われるべき対価の総額は、2020年7月17日付のオスロ証券取引所におけるAdevintaの株価の終値に基づき約92億米ドルである。当社は、当該取引が2021年度第2四半期中に完了すると見込んでいる。当該取引の完了は、特定の規制当局からの承認の受領並びに当社が制御できない一般的な産業及び経済の状況を含むその他のリスク及び不確実性といった一定の条件に従う。

2020年、当社は、当社のKakao Bank Co., Ltd.（以下「Kakao Bank」という。）への投資価額の帳簿価額に対する観察可能な価格の変動239百万米ドルの上乗せ調整を計上し、Kakao Bankに対する株式持分と引き換えに18百万米ドルの現金による追加投資を行った。かかる上乗せ調整は、当社の連結損益計算書において利息及びその他（純額）に計上された。かかる投資は、公正価値が容易に測定できない持分投資とみなされる。

2021年1月29日、当社は、元本総額750百万米ドルの2056年満期6.000%利付シニア社債について償還通知を発行したことを公表した。当該償還の効力発生日は、2021年3月1日であった。

2021年2月、当社の取締役会は、承認日から無期限の追加的な40億米ドルの株式買戻プログラムを承認した。

2021年3月17日、当社は2022年満期2.600%固定利付社債の未償還の元本総額10億米ドルの全部について現金による公開買付を行うことを公表した。当該公開買付は2021年3月24日に完了する予定である。

第3 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

年月日	資本金増減額 (単位：百万ドル)	資本金残高 (単位：百万ドル)
2019年12月31日	-	\$16,128
2020年12月31日	\$371	\$16,499

第4 外国会社報告書の提出日以後の事業等のリスクに関する変更

下記の当社の事業に影響を及ぼすリスクの記載は、本有価証券届出書提出日（2021年3月24日）現在のものであり、2020年5月27日に提出した外国会社報告書の記載からの変更を含む。

本項における将来に関する事項の記載は、いずれも提出日（2021年3月24日）現在において判断したものである。

リスク要因

当社に影響を及ぼすリスクに関する重要な情報について、当社の事業、業績及び財務状況に影響を及ぼし得る下記のリスクの考察、並びに連結財務書類及びその注記並びにその他の情報を注意深く検討すること。現在の世界的な経済事象及び状況は、これらのリスクの多くを増幅する可能性がある。これらのリスクのみが当社に影響を及ぼす可能性のあるリスクであるとは限らない。本書の提出日現在、当社が認識していない又は重要と考えていないリスクが、当社の事業に悪影響を及ぼす重要な要因となる可能性もある。

事業、経済、市場及び業務に関するリスク

当社の業務上及び財務上の結果は、当社の事業、財務状況、業績及びキャッシュフロー、並びに当社の普通株式及び社債の取引価格に悪影響を及ぼし得る各種リスク及び不確実性にさらされている。

当社の業務上及び財務上の結果は、当社の事業歴中、四半期ベースで異なっており、本「リスク要因」の項目に定めるリスクの結果としてを含め、各種要因の結果として引き続き大幅に変動する可能性がある。当社の事業の急速に進化する性質に鑑みて、当社の業績の期毎の比較は意味があるものでない場合があり、将来の成果を示唆するものとして依拠すべきではない。とりわけ各四半期の当社の純収益の実質的にすべてが、当該四半期中の販売に関わる取引から生じるものであることから、当社にとって当社の収益又は利益（損失）のレベル又はソースを正確に予測するのは困難なことである。収益の予測の固有の困難性により、純収益の割合として費用を予測することもまた困難である。当社の連結財務書類に反映されている純収益の割合としての四半期及び年次の費用は、これまでの又は予想されたパーセンテージと大幅に異なる場合がある。

電子商取引において、世界中で次第に激化する競争が当社の事業を損なう場合がある。

当社が営業を行っている事業及び市場は、激しく競争している。当社は現在及び潜在的に、消費者並びに重要なリソース、大規模なユーザー・コミュニティ及び有名なブランドを有する多くのマーチャントに品物及びサービスを提供する幅広いオンライン及びオフラインの企業と競争している。インターネット及びモバイル・ネットワークは、あらゆる種類の品物及びサービスの販売のための新たな、急速に進化する、非常に競争力のあるチャネルを提供する。当社は二面性のある市場で競争しており、当社のプラットフォームを使用する買い手及び売り手を惹きつけなければならない。当社を通じて商品及びサービスを購入又は販売する消費者は、より多くの代替物を有しており、またマーチャントは、消費者に到達するより多くのチャネルを有している。当社は、競争は引き続き激化するものと予想している。これらのチャネルへの参入障壁は低い可能性があり、また事業は、商業的に利用可能なソフトウェアを用い、又は多くの成功した電子商取引企業と提携することにより、わずかな費用で、容易にオンライン・サイト又はモバイル・プラットフォーム及びアプリケーションを開始することができる。競争する環境における変化に対応するため、当社は、随時、当社のプラットフォームの活動を減少させ、当社の収益性を損なう可能性のある議論的となる又は売り手間の不満につながる可能性のある価格設定、サービス若しくはマーケティングの決定又は取得を行うことができる。

当社は、オンライン及びオフラインの激化する競争のプレッシャーに直面している。特に、電子商取引及びモバイル商取引の、及び電子商取引及びモバイル商取引からの競争する基準及び予期されるサービスのレベルは、その他の要因の中でも、ユーザー体験の向上、商品購入が非常に容易になったこと、出荷費用の引下げ（又は無料）、出荷時間の迅速化及びより有利な返還方針により、大幅に向上している。また、Alibaba、Amazon、Apple、Facebook及びGoogleといった特定のプラットフォーム事業は、その多くが当社より大規模で、又はより大きな資金を有しており、他の業界又は特定の重要な市場において、支配的かつしっかりとした地位を有しており、当社が提供していないその他の商品及びサービスを顧客及びマーチャントに提供している。当社が、特に固定価格商品の販売のより高い成長及びより高い期待されるサービス・レベル（そのうちのいくつかは、当社のプラットフォームにおいて売り手により提供されるサービスによる）の電子商取引及びモバイル商取引の市場の変化する需要を反映する、又はより大きなプラットフォーム事業における変化に効率的に立ち向かい、かつ対応する方法で当社の製品、商品及びサービスを変えることができない場合、当社の事業は苦境に陥ることになる。

その他の収益源を有する競合業者はまた、当社よりも、マーケティング及びプロモーション・キャンペーンにより多くのリソースを充て、より積極的な価格方針を採用し、またより多くのリソースをウェブサイト、モバイル・プラットフォーム並びにアプリケーション及びシステム開発に充てることのできる。その他の競合業者は、より速い及び/又は無料の発送、日曜配達、同日配達、好条件の返還方針又はその他の取引関連サービスを提供する場合があります、又は継続して提供している場合があります、これによりそのサイトのユーザー体験を向上させ、かつ当社の売り手が対抗するには実現可能でない又は効率的でない場合がある。競合業者は、より早くかつより効率的に革新できる場合があります、また競合業者が効率的又はより低い費用のサービスを提供することができることにより、新たな技術が競合のプレッシャーを増加させる場合がある。

当社の競合業者の中には、クレジットカード交換、インターネット検索及びモバイル・オペレーティング・システムを含む当社の成功に重要なその他の商品及びサービスをコントロールしている業者もある。かかる競合業者は、当社の競合する商品に影響を及ぼす方法で、その製品及びサービスに関連するサービスの価格決定、利用可能性、条件又は運営を操作する可能性がある。例えば、Googleは、ショッピングのプラットフォーム・サービスを提供しており、随時Googleでの検索から当社に導かれる検索トラフィックの量を減少させるその検索アルゴリズムに変更を行っている。当社がかかるサービスにおけるオペレーションの変更を使用又は適合することができない場合には、当社はかかるサービスにより高い費用がかかり、統合又は技術的障壁に直面し、又は顧客を失い、それにより当社の事業が苦境に陥る可能性がある。

商品を購入するために当社のサイトを使用する消費者は、従来のデパート、倉庫、ブティック、ディスカウント及び総合スーパー（並びにこれらの従来の小売業者のオンライン及びモバイル運営）、オンライン小売業者及びその関連するモバイルによる提供、オンライン及びオフラインの統合並びに広告サービス、ソーシャルメディア・プラットフォーム並びにオフライン及びオンライン・ホームショッピング・ネットワークといった、その他のショッピング・チャンネルを含む、幅広い代替手段を有している。米国においては、これらには、とりわけAmazon、Facebook、Google、Walmart、Target、Macy's、Etsy、StockX、Shopify、Wayfair、TheRealReal、Overstock.com及びRakutenが含まれるがこれらに限定されない。さらに、消費者は当社のサイトで提供されている製品の1つ以上のカテゴリーに焦点を当てた多くのオンライン及びオフライン・チャンネルを有している。

消費者はまた、Adevinta又はNaspers Limited並びにその他craigslist、Oodle.com及びFacebookなどが運営する、ソーシャル・メディア、オンライン・アグリゲーション及び広告プラットフォームを含む、買い手があらゆる規模の売り手から商品を見つけ、購入する買い手のためのその他のチャンネルを提供する幅広いサービスを提案する多くの企業に向いている。消費者はまた、Google Shoppingといった、ショッピング比較サイトを参考にすることができる。特定の市場においては、当社の固定価格の出品及び従来のオークション方式の出品のフォーマットは、広告といったその他のフォーマットとますます競合している。

当社は、製品検索エンジンを使用し、ユーザーが当社のサイトを見つけやすくする検索広告に支払を行っているが、これらのサービスはまた、他のオンライン・ショッピングの目的地にユーザーを迂回させる可能性を有している。消費者はまた、水平検索エンジン又はショッピング比較ウェブサイトでの製品及びサービスの検索を選択することができる。かかるサイトはまた、ユーザーに他のショッピング目的地を送ることができる。さらに、売り手は、Google、Naver及びBaiduといった水平検索エンジンサイトの検索関連広告に支払を行うことで新規顧客の獲得を含め、ますます複数の販売チャンネルを活用している。

商品を販売するために当社のサイトを使用する消費者及びマーチャントはまた、Amazon、Alibaba、Zalando及びCoupangといった一般的な電子商取引サイト及びEtsyといったより専門的なサイトを含め、多くの代替手段を有している。当社の海外サイトもまた、一般及び専門電子商取引サイトで、売り手を求めて競い合っている。売り手はまた、広告プラットフォームといったその他のチャンネルを通じてその商品を販売することを選択することができる。消費者及びマーチャントはまた、その自己のサイトを設定して、その自己のサイトを通じて販売をすることができ、かつ当社のサービスを使用せずにオンライン広告を購入することを選択することができる。国の中には、より大きな顧客基盤及びより大きなブランドの認知度を有するオンライン・サイト並びに現地の文化及び商取引に、より理解を有する競合業者がいる国もある。当社は、現地の規制当局の下で運営を行う、より大きな能力といった、独自の利点を有する発展途上国において、ますます現地の競合業者と競合する場合がある。

さらに、一定の製造業者は、当社のサイトといった、オンライン・チャンネルを通じたその製品の流通を制限又は停止する場合がある。製造業者は、一定の商品又はサービスのカテゴリーにおいて、契約上の義務又は電子商取引を禁止する又は制限する既存又は将来の政府規制を利用することを試みる場合がある。製造業者はまた、販売業者が当社のプラットフォームで、又は一般的にインターネットで販売することを妨げるために、最低再販価格の維持又は最低広告価格契約の強制を試みる可能性があり、あるいはその他の代替手段と比較して当社の訴求力が欠けるような価格で販売業者が販売するよう試みる可能性がある。かかる又はその他の方針の採用により、当社の経営成績が悪影響を受け、市場シェアの損失につながり、当社のブランドの価値を低下させる結果となる可能性がある。

当社の主要な競合要因には以下が含まれる：

- 買い手及び売り手を惹きつけ、保持し、かつ参加させる能力
- 取引量及び価格並びに商品の選択
- 売り手及び取引を信頼すること
- 消費者サービス
- ブランド認知度

- ・ コミュニティとの団結、交流及び規模
- ・ 使用しやすく、アクセスしやすいウェブサイト、モバイル・プラットフォーム及びアプリ
- ・ システムの信頼性及びセキュリティ
- ・ 迅速な配達及び無料の出荷及びリターンの顧客満足を含む、配達及び支払の信頼性
- ・ サービス料のレベル
- ・ 検索ツールのクオリティ

当社は現在及び将来の競合業者との競争に勝てない場合がある。現在及び潜在的な競合業者は、当社よりも長い営業上の歴史、より大きな顧客基盤並びにその他の事業及びインターネット部門により大きなブランド認知度を有している。

世界的な新型コロナウイルスのパンデミックにより当社の事業及び業績が毀損される可能性がある。

新型コロナウイルスの世界的パンデミック並びにパンデミックを封じ込めるための関連措置（政府による強制的休業及び外出禁止ガイドライン等）により、重大な変動性、不確実性及び経済の混乱が発生した。新型コロナウイルスのパンデミックが将来の当社の事業、業績、財務状況及び流動性に及ぼす影響の程度は、パンデミックの持続期間及び範囲、パンデミックの到来、有効な治療薬及びワクチンの利用可能性及び流通、パンデミックに対する政府、企業及び個人が過去に取った行動及び引き続き取る行動、国内又は世界の景気後退の可能性を含む国内及び世界の経済活動、失業率並びに金融市場にパンデミックが及ぼす影響、売り手（セラー）からその顧客への配送遅延を含む配送に関する潜在的な困難、商品に対する顧客の支払能力といった、当社が予測できない多数の変化する要素に依存する。新型コロナウイルスのパンデミックは、一般的に消費支出を減少させていることから、当社の売り手の商品に対する消費需要や有効在庫の減少を通じて売り手に悪影響を及ぼし、その結果当社のプラットフォームの利用に対する需要にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。加えて、新型コロナウイルスのパンデミックにより当社は従業員に対し在宅ワーク期間の延長を求めるとなり、当社の事業が悪影響を受け、生産性及び連携体制が損なわれる可能性がある。新型コロナウイルスの影響が長引いた場合、当社の事業、業績、財務状況及び流動性が、おそらくかなりの悪影響を受ける可能性がある。新型コロナウイルス及びこれらの封じ込め措置による将来的な影響を確実に予想することはできず、当社の借入コスト及びその他資本コストが増加し、或いは当社の事業、業績、財務状況及び流動性に悪影響を及ぼす可能性があり、また当社が受入れ可能な時期及び条件による外部資金の調達ができるか又は外部資金の調達そのものができるかを保証することはできず、今後その他の流動性に関する問題を経験しないという保証もできない。

今日まで、新型コロナウイルスのパンデミック及びパンデミックを封じ込めるための関連措置は当社連結業績に対し悪影響を及ぼしていない。さらに、今日まで、当社のMarketplaceプラットフォームでは取引量及び買い手（バイヤー）獲得が改善しており、それは新型コロナウイルスの封じ込めのために世界中で行われている移動制限及び顧客の行動がよりオンラインでの購入を志向するように変化したことによるものである。これらの影響は当社の業績を引き続き変動させ、顧客の行動及び移動制限が変化し続けることにより結果の差もより広がる可能性がある。

当社は、外国通貨為替レートの変動にさらされており、当社の財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、米国外の当社の収益のほとんどを生み出しているが、当社の財務成績は米ドルで報告しており、当社の財務成績は、外国通貨為替レート又は外国為替レートの変動の影響を受ける。当社の世界に焦点を当てたプラットフォームの多くの業績は、財務報告の目的上、該当する子会社の業績が現地の通貨から米ドルに換算されるため、外国為替レートの変動にさらされる。

当社は、随時当社の外国通貨換算エクスポージャーのヘッジ部分に対する取引を締結するものの、かかるエクスポージャーの効果を予測又は排除することは不可能である。外国為替レートの変動は、当社の財務成績に大きな影響を与える可能性があり、当社の普通株式及び社債の取引価格に大きな影響を及ぼす場合がある。

当社の国際的業務及びクロスボーダー取引への従事はリスクにさらされており、当社の事業を損なう可能性がある。

特に英国、ドイツ、オーストラリア及び韓国における当社の国際的な事業、及び大中華圏からのクロスボーダー事業は、近年、当社の売上高の過半数を生み出している。当社の外国における業務から収益を生み出し、国際市場を拡大する当社の能力についての不確実性に加え、国際的に事業を行う際に、以下のように内在するリスクがある。

- ・ 英国のEU離脱によりもたらされる経済的状況及び市況における不確実性及び不安定性
- ・ 現地の通貨で事業を行う能力を顧客に提供し、当社が限られた経験を有する又は経験を有さない現地の嗜好への当社の製品及びサービスの適応（例えば支払方法）を含む、当社の製品及びサービス並びに顧客データのローカライズに関連する費用
- ・ 貿易障壁及び取引規則の変更
- ・ 距離、言語及び文化的相違の結果として多くの異なる外国における業務を進展させ、人員を配置し、かつ同時に管理することの困難さ

- ・ 厳しい現地の労働法及び規則
- ・ 信用リスク及びより高いレベルの支払詐欺
- ・ 利益の本国送金制限、外国通貨為替制限又は特定の通貨の外国通貨為替レートの極端な変動
- ・ 当社が共に事業を行う企業及び顧客に影響を及ぼす世界又は地域経済の状況
- ・ 政治的又は社会的混乱、経済的不安定性、抑圧、又は人権問題
- ・ 自然災害、（新型コロナウイルス等の）公衆衛生問題、戦争行為及びテロを含む、地政学的事象
- ・ 輸入又は輸出規制
- ・ 海外腐敗行為防止法といった米国法、及び政府高官に対する賄賂の支払いを禁じる外国法、並びにマネーロンダリング及びテロ活動の資金調達と闘うために策定された米国及び外国法の遵守
- ・ 反トラスト及び競争規則
- ・ 潜在的に不利な租税の動向及び結果
- ・ ソブリン及びその他の債務に関連する経済的不確実性
- ・ 異なる、不確実な、又はより厳格なユーザー保護、データ保護、プライバシー及びその他の法律
- ・ その他の政府規制に関連する又は現地の法律の遵守を求められるリスク
- ・ マクロ経済成長率の国家的又は地域的相違
- ・ 支払仲介に関する規則
- ・ 現地のライセンス供与及び報告義務
- ・ 売掛金回収の困難性の増加

当社の国際的な業務に適用される複雑な外国及び米国の法律及び規則の違反は、罰金、犯罪的行為又は当社、当社の役員、又は当社の従業員に対する制裁、当社の事業の遂行の禁止及び当社の名声を損なう結果となる場合がある。当社はこれらの法律の遵守を推進するために策定された方針及び手続を実施しているが、当社の従業員、請負業者又は代行会社が当社の方針に違反しないという保証はない。これらのリスクは当社の国際的な業務に内在するものであり、拡大は国際的に事業を行う当社の費用を増加させ、かつ当社の事業を損なう可能性がある。

クロスボーダー取引は、当社にとって、収益及び利益の重要な源である。クロスボーダー取引はまた、ブラジル、ラテンアメリカ、中国及びその他様々な国といった、一定の重要な市場において、当社の主要な（又は時には唯一の）存在を示している。

真正の製品、選択的流通ネットワーク及びインターネットに品物を載せている他の国の売り手の知的財産権等に関する法律の解釈及び/又は適用は、国境を越えた商品の購入、販売、出荷又は返還に制限を課し、又はそれらの費用を増加させる可能性がある。

国境を越えた商品の出荷は、しばしば国内の出荷よりも高く、かつ複雑である。クロスボーダー取引の費用を増加させる又はクロスボーダー取引を制限し、遅延させ、又はより困難若しくは実行不能にさせる要因は、当社の収益及び利益を減少させる場合があり、また当社の事業を損なう可能性がある。

当社の事業は、当社のユーザーが他のウェブサイトの使用を増加させることを含め、当社のウェブサイト又はモバイル・プラットフォーム及びアプリケーションに費やす時間を少なくさせる地政学的事象、自然災害、季節的要因及びその他の要因により悪影響を受ける場合がある。

当社のユーザーは、幅広い分散の結果として、当社のウェブサイト及び当社のモバイル機器のアプリケーションに費やす時間が少なくなる場合がある。これには、戦争、戦争の脅威又はテロ活動といった地政学的事象、自然災害若しくは気候変動の影響（干ばつ、洪水、山火事、激化する嵐、及び海面上昇）、電力不足又は停電、（新型コロナウイルス等の）感染症の大流行を含む主要な公衆衛生問題、ソーシャル・ネットワーキング又はその他のエンターテインメント・ウェブサイト又はモバイル・アプリケーション、人口の大部分の関心を捉える重大な現地、国又は世界的事象、及び各種要因による季節の変動が含まれる。これらのいずれか、又はその他の要因が、当社のユーザーに当社のウェブサイト又はモバイル・アプリケーションの使用を迂回させる場合には、当社の事業は著しく悪影響を受ける可能性がある。

当社の成功は、モバイル機器の取引の急速に進化する市場にうまく対応する当社の能力にかなり依存している。

モバイル機器は、ますます電子商取引の取引に使用されている。当社のユーザーのかなりの及び増えつつある部分は、モバイル機器を通じて当社のプラットフォームにアクセスしている。当社は、当社のユーザーのモバイル及びマルチ・スクリーン体験に対する期待を満たし続けることができない場合には、ユーザーを失う場合がある。異なるモバイル機器及びプラットフォームに亘る幅広い技術的及びその他の設定は、かかる環境に関連する課題を増加させる。さらに、重要なリソース及び多くの革新的な新規事業を有する多くの他の企業は、モバイル市場に焦点を当てた製品及びサービスを導入している。

モバイル取引の急速に進化する市場により提示される課題にうまく対応する当社の能力は、当社の継続的な成功のために極めて重要であり、当社のプラットフォームを通じてもたらされるモバイル取引の量を継続して増加させることができない場合には、当社の事業を損なう可能性がある。

当社が急速な技術発展に追いつくことができない場合、又は新規のプログラムを提供するために革新的構想を取り入れ創り出すことを継続できない場合、製品及びサービス、当社の製品の利用及び収益は下落する可能性がある。

急速で、重要な技術的变化が、当社が営業を行っている業界に引き続き立ち向かっており、当社は当社の事業への技術的变化の影響を予測することはできない。当社はまた、新たな支払関連及び広告提供物等、成長の機会が見込める新たな構想と革新の創造に引き続き努めている。当社独自の構想及び革新に加え、当社は、新たな技術の開発及びアクセスにつき、いくつかの当社の競合業者を含め、第三者に一部依存している。当社は、当社が営業を行っている業界に適用される新たなサービス及び技術が引き続き浮上するものと予想している。これらの新たなサービス及び技術は、当社が現在当社の製品及びサービスに使用している技術より優れている場合もあれば、陳腐化している場合もある。新たな技術を当社の製品及びサービスに組み込むことは、多額の支出が必要となり、相当の時間が掛かり、かつ最終的にうまく行かない場合がある。さらに、新たなサービスを採用し、また新たな技術を開発させる当社の能力は、業界全体の基準、新たな法律及び規則、当社のユーザーと顧客若しくはマーチャントからの変化に対する抵抗、又は第三者の知的財産権により阻害される場合がある。当社の成功は、新たな技術を開発し、技術的变化及び進化する業界基準に適應する当社の能力に左右される。

買い手及び売り手を保護するためのプログラムの変更により当社の費用及び損失率が増加する可能性がある。

当社のイーベイ返金保証プログラムは詐欺に遭ったと信じるユーザー、購入した商品を受取っていないユーザー又は掲載された商品と異なる商品を受取ったユーザーに補償を行う手段である。また、当社が支払機能を拡張するにあたり、不正な支払行為に対する売り手への補償に関連し損失のリスクにさらされる可能性がある。当社は今後もユーザーからの返金の請求又は返金されなければ訴訟を起こすとの脅しのメッセージを受取ることが予想される。かかる種類の申し立てに対する当社の責任は、いくつかの法域において徐々に明確にされ始めており、米国外においては米国内におけるよりも高額となる可能性がある。かかる第三者の行為による責任に関する訴訟は、当社にとって費用が高く時間もかかるものとなる可能性があり、経営陣の集中力が削がれ、事業遂行に関する費用が増加することとなり、不利な判決若しくは和解又はその他当社の事業に損失を与える結果となる可能性がある。さらに、影響を受けるユーザーが規制当局に対し、当社に罰金又は禁止命令を含む措置を取るよう要求する可能性がある。

当社の支払システムの開発には継続的な投資が必要であり、変化する法律、規制、規則及び基準に従わなければならないが、当社の第三者プロバイダーへの依存に関連するリスクを含むリスクにさらされている。

当社は、当社の支払ツールについて既存の能力を維持し、追加的な市場へと拡大し、当社の買い手及び売り手に新しい支払方法及びツールを提供するため、これまでに社内のリソースを投資しており、また引き続き投資する予定である。当社が、当社のプラットフォームにおける支払ツールに適切なリソースを投入できない場合、又は当社の投資努力が成功しない、信頼できない若しくはシステム障害につながった場合、当社の支払サービスは正常に機能せず、競争的な提供速度を維持できない可能性があり、それらの利用及び当社のマーケットプレイスに悪影響を及ぼす可能性がある。将来的なエラー、失敗又は停止により、当社の支払システムに対する買い手及び売り手からの信頼を失う可能性があり、彼らが当社のマーケットプレイスの利用をとりやめる可能性がある。

当社の支払サービスを追加的な国に拡大する当社の能力は、かかるサービスの支援のために当社が利用する第三者プロバイダーに依存する。何らかの理由により当社が新しい第三者支払サービス・プロバイダーに変更する場合、当社がかかる変更を支援するために膨大な金銭的及び人的資源を投入しなければならない可能性があり、又は適切な後任のサービス・プロバイダーを見つけれない可能性もある。当社が支払サービスの利用可能性を追加的な市場へ拡大し、又は将来において当社の売り手及び買い手に対し新しい支払方法を提供する際、当社は追加的な規則及び遵守要件に従うこととなり、不正行為リスクの高まりに直面する可能性があり、営業費用の増加につながる可能性がある。

当社は、法令遵守、クレジットカード決済、支払支出、為替、身分証明の検証、制裁対象の選別、並びに不正行為の分析及び検知に関するサービスの遂行のため、第三者サービス・プロバイダーに依存している。結果として、当社は第三者サービス・プロバイダーへの依存に関連した多数のリスクに曝されている。これらのサービス・プロバイダーのうちいずれか又は複数が適切な運用ができず、又はかかるサービス・プロバイダーが予定外に当社との関係を終了または変更することとなった場合、当社の売り手が当社のプラットフォームを利用して注文若しくは支払いを受領する能力に悪影響を及ぼし、費用の増加、売り手の当社のマーケットプレイスからの離反を促し、潜在的な法的責任が発生し、当社事業が損なわれる可能性がある。また、当社及び第三者サービス・プロバイダーは、時折サービスの停止を経験するかもしれない。当社のプラットフォーム上で行われる支払に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、かかる第三者サービス・プロバイダーのサービスに予期しない終了又は変更が生じ、それにより特定の不正の防止及び検知ツールの効果が失われる結果となる可能性がある。

当社の第三者サービス・プロバイダーは、将来当社に請求する手数料を引き上げる可能性があり、当社の営業費用が増加する可能性がある。またこれにより、当社は売り手に請求する手数料を引き上げなくてはならず、売り手が当社のマーケットプレイスへの出品を減らしたり、又はアカウントを閉めて当社のプラットフォームから完全に撤退する可能性もある。

支払いは複雑かつ継続的に変化する法令に準拠する必要があり、法令は米国及び世界的に異なる法域を横断して変化し又は変更される可能性がある。結果として、支払いに関する様々な認可・登録に関する法律の当社への適用の有無の判断並びに適用ある法律及び認可・登録規則の遵守について判断するために、当社は相当な時間と労力を割かなければならない。さらに、当社が必要な認可又は登録を取得若しくは維持できるという保証はない。当社又は第三者サービス・プロバイダーが、支払いに関する適用ある法律及び規則の遵守ができない場合又は遵守していないとの訴えがある場合、当社は相当なりソースを割かなければならず、賠償責任が発生し、特定の市場に参入する当社の能力が制限され又は妨げられ、当社の評判が傷つけられる可能性がある。加えて、米国その他の市場におけるクレジットカード又はデビットカードのインターチェンジ・レートの変更を含め、支払に関する規則の変更により当社のプラットフォームでの支払いに悪影響を及ぼし、当社の支払システムの利益が減少する可能性がある。

さらに、当社は、第三者支払処理業者との契約に基づき、間接的に支払カード団体の運用規則及び認証要件にも服している。かかる規則及び要件は、PCIデータ・セキュリティ・スタンダード及び電子決済に関する規則を含め、当社が遵守することが困難になるような変更又は再解釈がなされる可能性がある。これらの規則及び認証要件に遵守できない場合、第三者支払処理業者に対する契約上の義務を履行する当社の能力に影響を及ぼし、潜在的な罰金につながる可能性がある。さらに、これらの規則及び要件の変更は、主要な支払カード供給業者による当社に対する指定の変更を含め、当社の事業運営を変更しなければならず、当社が支払カードを受諾する能力が制限され又は失われる可能性があり、それらのいずれかによって当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。かかる変更により当社の法令遵守コストも増加する可能性があり、当社又は当社の売り手に対する手数料の引き上げにつながり、当社のプラットフォームでの支払い若しくは当社の支払サービス及びマーケットプレイスの利用に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の支払システムは、資金洗浄、テロの資金調達、詐欺及び制裁対象者への支払を含め、違法使用が行われやすい。かかる違法活動を制限するための当社の法令遵守プログラム及び内部統制が効果的でない場合、政府当局が当社に対し法的措置を講じ、或いは1つ以上の市場において当社が支払サービスを提供する能力を停止させる可能性がある。

当社は知的財産権を適切に保護又は行使することができず、特許訴訟及び第三者により当社が当該第三者の知的財産権を侵害しているとの当該第三者からの訴えを受ける継続的なリスクに直面する可能性がある。

当社は、商標権、ドメイン名、トレード・ドレス及び企業秘密を含む知的財産権の保護が当社の成功に不可欠であると考えている。当社は、米国内外において適用ある法令並びに様々な行政手続きに基づき、当社の知的財産権の保護を目指している。当社はまた、商品及びサービスの提供又は取得において当社の占有的権利を保護するため、従業員及び請負業者との間で締結する秘密保持及び発明の譲渡契約並びに当社が事業を行う相手方との間で締結する機密保持契約などの契約上の制限にも依存している。

しかしながら、当社の商品及びサービスが利用可能な全ての国において効果的な知的財産権保護が可能なのではなく、契約上の取決め及びその他当社が知的財産権を保護するために取る手段は、第三者が当社の知的財産を侵害若しくは不正使用することを防げず、他社により同等若しくはそれを越える知的財産の独自開発を阻むことができない可能性もある。商標、著作権、特許、ドメイン名、トレード・ドレス及び企業秘密の保護は、維持に高額な費用がかかり、法的手続きを要する場合がある。当社は当社の知的財産権及びその他の所有権を、増加する法域において保護しなければならないが、かかるプロセスは費用と時間がかかり、全ての法域で成功するとは限らない。また、当社は当社の占有的権利の無断使用の範囲を発見又は決定できないかもしれない。当社は、当社の商標又は著作物などの一部の占有的権利を、過去に他者に対しライセンスを許諾したことがあり、将来においてもライセンスを許諾する可能性がある。これらのライセンス被許諾者が当社の占有的権利の価値を減少させる又は当社の評判を傷つける行動を取るかもしれない。当社の知的財産権を適切に保護又は行使できない場合、或いはそのために多額の費用がかかる場合、当社の事業に重大な損害を及ぼす可能性がある。

さらに当社は、他者の特許を侵害したとして繰り返し訴えられてきた。当社は、多くの特許訴訟において被告側であり、複数のその他の潜在的な特許紛争の通知を受けている。

ソフトウェア産業における特許所有者及び商品の数が増加し、またかかる商品の性能が重複しているため、さらに当社が買収又はライセンスを通じて技術を取得しているため、他者の知的財産権の有効性及び範囲を決定するために訴訟が必要となる可能性がある。また、当社はますます特許訴訟並びに著作権及び商標権の侵害申立てを含むその他の侵害申立ての対象になる可能性がある。かかる申立ては、直接、当社に対し、及び/又は当社が契約上かかる義務を有するため、又は当社が事業上の事項としてかかる選択をしたため当社が補償を行う当社の消費者に対し、なされる場合がある。特許請求は、立派なものであるか否かにかかわらず、防御及び判決に時間及び費用がかかり、また当社に、事業を行う当社の方法に費用のかかる変更を求め、値段の高いロイヤルティ又はライセンス契約を締結させ、不利な判決の充足又は請求若しくは手続の示談のために多額の支払を行い、又は特定の業務の遂行の停止することが求められる可能性があり、これらは当社の事業を損なうことになる。

当社のプラットフォーム上の不正活動に効果的に対処できない場合、損失率が上昇し、当社の事業に悪影響を及ぼし、業者及び消費者の当社サービスに対する信頼とその使用を著しく低下させる可能性がある。

当社は、当社のプラットフォーム上の不正行為に関するリスクに直面しており、購買契約をしたものの商品を受け取っていない、又は買い手が購買契約を結んだ商品の支払いを受け取っていないといった苦情を買い手や売り手から周期的に受ける。一部ヨーロッパ及びアジアの法域では、買い手は一定期間、売り手からの購入を取上げる権利も有する場合がある。支払いを履行しないユーザーや、他のユーザーへの配達義務を怠るユーザーのアカウントを一時停止にできる場合もあるが、当社は、米国において当社がeBayマネーバック・ギャランティーと呼ぶ返金保証による当社の購入者保護プログラムを通じて以外、また当社の新支払機能の導入にあたっては、不正な支払行為に対し売り手に補償するという手段以外、ユーザーに対し、支払い又は商品の配達を要求する能力を有しておらず、あるいは、ユーザーに補償させることができない。当社では、不正行為の発生を検知し削減するため、また、買い手の不快な経験を防ぎ満足度を上げるため、取引履歴をベースとする売り手の評価やその活動の制限又は停止を含め、様々な方策を実施しているものの、これらの方策が不正行為を防ぐ上で、また売り手、買い手その他の参加者の満足度を上げる上で効果的か、保証はできない。不正行為に

対応するため追加措置を講じる場合、売り手や買い手に対する当社サービスの魅力が損なわれかねず、新たなユーザーの取り込み、現時点のユーザーの引き留めが難しくなり、当社の評判が損なわれ、当社のブランドの価値が下がる結果となる可能性がある。

当社の事業は、セキュリティ違反及びサイバー攻撃を含むオンライン・セキュリティ・リスクに晒されている。

当社の事業には、ユーザーの個人財務情報の保存と転送が関わっている。さらに、相当数の当社ユーザーは、全ての取引及び当社又は場合により当社が支払サービスに関して利用する第三者サービス・プロバイダーのフィーについて、カード口座から直接支払うことを当社に許可している。その他の大手インターネット企業及びオフライン企業の所有するものを含め、セキュリティ違反を開示したウェブサイトが増えており、その中には、高度でウェブサイト又はインフラストラクチャーの一部に標的を絞った攻撃が含まれている。当社の情報技術及びインフラストラクチャーは、サイバー攻撃又はセキュリティ・インシデントに対して脆弱である可能性があり、第三者は、当社のシステムに保存されている、又は当社のシステムを通じてアクセス可能なユーザーの個人情報及び支払カード情報にアクセスできる可能性がある。当社又は当社のユーザーにサービスを提供している会社でセキュリティ違反があった場合も同様の悪影響が及ぶ可能性がある。

当社はまた、セキュリティ違反を防ぐため、また、かかる違反による問題を是正するため、多額の追加資源を充てる必要があるかもしれない。さらに、当社の保険契約では保証限度額が低く設定されており、セキュリティ違反による損失の補償に十分ではないかもしれない。また、当社はかかる保険契約では完全に回収できない可能性がある。

システムの不具合及びそれによる当社ウェブサイト、アプリケーション、商品又はサービスの利用の中断又はパフォーマンスの低下により、当社の事業が損なわれる可能性がある。

当社のシステムは、ハードウェア及びソフトウェアの欠陥又は機能不全、コンピューターのサービス拒否及びその他のサイバー攻撃、人的ミス、地震、ハリケーン、洪水、火災、自然災害、停電、通信サービスの中断、詐欺、軍事又は政治紛争、テロ攻撃、コンピューター・ウイルス又はその他の出来事により、サービスが中断又は低下する可能性がある。当社のシステムはまた、侵入、破壊行為、そして意図的な破壊行為の対象ともなっている。当社のシステムの中には十分に冗長的ではないものもあり、当社の障害回復計画は全ての不測の事態に十分とは言えない。

当社はシステム障害、サービス拒否攻撃、及びその他、当社のウェブサイト及びモバイル・アプリケーション(当社の支払サービスを含む。)の可用性を妨げ、又はその速度や機能を低下させる事象や状況をこれまでに経験しているが、今後も継続する可能性がある。これらの事象は収益の損失につながっており、今後も同様であろう。当社のウェブサイト及びモバイル・アプリケーション又は支払サービスの可用性の長期にわたる中断又は速度や機能の低下は、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社のサービスが頻繁に又は継続的に中断された場合、既存又は将来のユーザーが当社のシステムの信頼性が低いと判断し、競合他社への切り替えや当社サイトの回避を招き、当社の評判やブランドに永続的な損害を与える可能性がある。さらに、システム障害又は同様の事態が当社の顧客又はその事業に損害をもたらした場合、これらの顧客はその損失について相当の補償を当社に要求する可能性があり、かかる請求は、たとえ成功しない場合でも、当社にとり多大な時間と費用がかかる可能性がある。当社はまた、第三者から提供された設備、部品及びサービスに依存しており、これらの部品又はサービスが当社の要求に沿わない場合、又はかかる第三者がサービス又は設備の提供を中止した場合、当社の事業は重大な悪影響を受ける可能性がある。特に、第三者のホスティング・プロバイダーにより当社の使用設備の閉鎖が決定された場合、システムの中断や遅延が発生し、重要なデータが失われ、当社のサービスが長期にわたって中断される可能性がある。当社は、システム障害及び同様の事象の結果発生する当社サービスの中断から生じる可能性のある損失について、当社を補償するための十分な事業中断保険をかけていない。

当社の成功は主要な従業員に大きく依存している。主要な人材の獲得競争は激しく、当社は事業を支えるために必要な高度に専門的な人材の雇用、保持、開発ができないかもしれない。上級管理職又はその他の主要な人材が流出した場合、当社の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当社の将来の業績は、上級管理職並びに有能なエンジニア及び製品開発担当者を含むその他の主要な従業員が継続的に当社で業務を続けること、また、彼らを当社が雇用し、保持し、そして意欲を高めることができるかに大きく依拠する。とりわけ当社の本社があるシリコンバレーでは、有能な人材の獲得競争が激しく、十分な資格を有する従業員を惹きつけ、統合し、又は保持することに成功しない可能性がある。特にインターネットやハイテク業界で雇用を決定する際に、従業員は、制限付株式ユニット等の株式報酬を含め、その雇用に関連して受け取る報酬の総額を考慮することが多い。また、当社従業員の雇用及び保持は、当社が多様で居心地の良い包括的な職場環境を構築及び維持できるかにも依拠する。当社株式の株価の変動等により当社の株式報酬又はその他の報酬プログラムが競争的でないとみなされたり、当社の職場環境が居心地が良く包括的であるとみなされない場合、従業員の雇用、保持、動機づけが難しくなる可能性があり、当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。当社は、当社の主要な人材と長期雇用契約を結んでおらず、「主要人材」の生命保険契約を維持していない。当社の上級管理職又はその他の主要な従業員のいずれかの流出があった場合、又は適格な上級管理職及びその他の主要な従業員を引き付けることができない場合、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社又は当社の売り手にサービスを提供する第三者との問題の発生やその価格の上昇により、当社の事業が損なわれる可能性がある。

多くの第三者が当社又は当社の売り手にサービスを提供している。これらのサービスには、出品を自動化し管理するセラーツール、出品を管理し在庫管理ソフトウェアと連結するマーチャントツール、売り手が商品をリスト化するのを支援するストアフロント及び当社のプラットフォームで販売される商品を配達する配送業、支払仲介管理、などが含まれる。財務上又は規制上の問題、労働問題(ストライキ、ロックアウト、休業など)、又はこれらの企業が当社又は売り手にサービスを提供することを妨げるその他の問題が生じた場合、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社及び当社の売り手並びに顧客にサービスを提供する会社による価格の上昇、又はサービスの終了、混乱若しくは中断もまた、当社のプラットフォーム上の出品数を減少させるか、又は当社の売り手による取引の履行をより困難にし、その結果、当社の事業が損なわれる可能性がある。世界中の運送業者と継続的に協力し、当社では、売り手に対し多様な配達方法を提供し、配達体験を向上させるよう努めているが、郵便料金の引き上げにより特定の売り手の商品の競争力が低

下する可能性があり、また、郵便サービスに変更があると、一部売り手はより高額又は不便な代替手段を利用せざるを得なくなり、その結果、当社サイトでの取引数が減少し、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、一部顧客サポート、支払管理及び製品開発機能を含め、一部の機能を第三者プロバイダーに委託しており、かかるプロバイダーは当社の事業運営に極めて重要である。当社サービスプロバイダーのパフォーマンスが十分でない場合、当社の事業運営は中断し、ユーザーの不満を招き、当社の事業は損なわれる可能性がある。

当社又は当社の売り手にサービスを提供している第三者が今後もサービスを提供するか、また好条件で提供を続けるか、保証できない。第三者の中で、破産の結果の場合を含め、当社又は当社の売り手に対し、受入れられる条件によるサービスの提供を中止する者が出た場合、当社は、他の第三者から代替物を適時に効率的に、また好条件で、又は全く受けることができない可能性がある。

規制及び法令リスク

当社の事業は、幅広い政府規制及び監視の対象となっている。

当社は、消費者保護、データ・プライバシー要件、知的財産所有権及び違反、禁止品目及び盗難品、租税、反トラスト及び反競争、輸出要件、反汚職、労働、広告、デジタル・コンテンツ、不動産、請求書、電子商取引、プロモーション、サービスの質、通信、モバイル通信及びメディア、環境や健康及び安全に係る規制、並びにマネーロンダリング及びテロ活動への資金調達と闘うことを意図した法律及び規則を含む、多くの分野で当社の国内及び国際的な業務に影響を及ぼす法律及び規則に服している。さらに、当社の支払機能の継続的な開発及び拡張の結果、当社が上記分野又は新たな分野でさらなる規制に服することとなり、今後もそれら規制の対象となる可能性がある。

これらの法律、規則及び類似の要件の遵守は、面倒で費用がかかり、かつ法域毎の差異及び不一致は、法令遵守及び事業遂行費用をさらに増加させる場合がある。かかる費用は、これらの法律及び規則における又は解釈における変更の結果として、将来生じる場合があり、個別に、又は全体として、当社の製品及びサービスを当社の顧客にとってより魅力のないものにし、1以上の地域への新たな製品又はサービスの導入を遅らせ、又は当社にその事業慣行を変更又は制限させる可能性がある。当社は、適用ある法律及び規則を確実に遵守するために策定された方針及び手続を実施しているが、当社の従業員、請負業者、又は代行会社がかかる法律及び規則又は当社の方針及び手続に違反しないという保証をすることはできない。

プライバシー及びユーザー・データの保護の分野における規制は当社の事業を損なう可能性がある。

当社は世界中の当社のユーザーに関する個人的に特定可能な情報の収集、使用、保持、安全及び譲渡に関する法律に服している。当社が収集する個人情報、特に財務情報の多くは、複数の法律により規制されている。ユーザー・データ保護法は、国毎に一貫性がなく、解釈がなされ、適用される場合がある。多くの場合には、これらの法律は、第三者取引に適用されるのみならず、当社、当社の子会社及び当社が商業的関係を有しているその他の当事者間での情報の譲渡にも適用される。これらの法律は、引き続き当社が予測できない方法で進展する場合があり、当社の事業を損なう場合がある。

プライバシー、ユーザー・データ保護、データの使用及びデータ収集の規制上の精査は、世界規模で増加している。当社は、当社が営業を行っている国において、多くのプライバシー及び類似の法律及び規則に服しており、かつこれらの法律及び規則は、時間の経過と共に、規制上及び法律上の措置及び判決を通じて、引き続き進化するものと思われる。また、これらの法律の遵守により当社の顧客が価値を見出すようなサービスを提供する当社の能力が制限される可能性がある。例えば、一般データ保護規則(GDPR)は、2018年5月に発効している。GDPRは、EUにおける設立から当社の活動全てに対し又はEU域内での商品及びサービスの提供に関連して適用されるもので、個人情報の取扱いに関する一定の新たな遵守義務を課すものである。GDPRは、新たな重大な義務を課しており、これらの義務の遵守は規制当局の解釈及び適用の仕方に依存する部分がある。当社がGDPRを遵守しない場合、又は当社がGDPRを遵守していないと規制当局が主張する場合、行政処分を受ける結果となる可能性があり、その結果として全世界における売上高の最高4%の罰金、民事訴訟又は評判の毀損などにつながる可能性がある。米国において、カリフォルニア州は2018年カリフォルニア州消費者プライバシー法(以下「CCPA」という。)を採択し、同法は2020年1月1日に施行された。同法は新たに私的に情報漏洩に関し訴訟を起こす権利を定めており、カリフォルニア州居住者の情報を処理する企業に対し、データの収集、利用及び共有慣行を消費者に対し新たに開示することを求め、消費者は第三者との特定のデータ共有を拒否(オプトアウト)することができる。CCPAに加えて、米国の他の複数の州が、個人情報の取扱いに関する義務を課す法令を採用済みであるか又は採用を検討している。GDPR、CCPA並びにその他の現在及び将来の適用ある国際的な及び米国のプライバシー、サイバーセキュリティその他関連法の遵守には、費用及び手間がかかる可能性がある。これらの異なる国家的及び国際的要件の遵守は、当社に多大な費用を負担させ、又は当社の事業に不利となる方法で当社の事業慣行を変更することを求められる可能性があり、プライバシー関連法の違反は、重大な罰則の結果となる可能性がある。

通信ベースの法律に基づく当社の慣行に関連する法律違反がある旨の判決によっても、個々に、又は全体として、当社の事業を著しく損なう可能性がある多額の損害裁定額、罰金及びその他の違約金が課される可能性がある。特に、当社が当社のユーザーに送付する膨大な数の文章、E-メール及びその他の通信のために、特定の金銭的な損害裁定額又は各違反の罰金(下記に記載するような)は、特に多額の裁定額又は罰金の結果となる可能性がある。

例えば、連邦通信委員会は、2012年及び2013年に、携帯電話へのテキスト・メッセージを含むがそれに限定されない、顧客との電話通信の一定の種類に対する当社のエクスポージャーを増加させる可能性のある方法で、電話消費者保護法、つまりTCPAに基づきその規則の一部を変更した。TCPAの下では、原告は実際の金銭的損失又は1違反当たり500米ドルの法定損害賠償の、いずれか大きい方を求めることができ、かつ裁判所は、故意ある又は意図的な違反に損害裁定額を3倍にすることができる。当社は定期的に、当社の事業がTCPAに違反したという申立てを含む、集団訴訟、並びに個人訴訟の対象となっている。これらの訴訟及びその他の個人的訴訟は、現在集団訴訟で申し立てられておらず、他の救済措置の中でも、損害賠償(法定損害賠償を含む。)及び差止による救済を求めるものである。当社が当社のユーザーに膨大な数の通信を送付していることを考慮すると、TCPA又はその他の通信ベースの法律が個々に、又は全体として、当社の事業を著しく損なう可能性のある多額の損害裁定に当社をさらさせる可能性がある。

当社は、ユーザー・データの回収、使用及び開示に関する当社のプライバシー方針及び慣行を当社のウェブサイトに掲載している。掲載されている当社のプライバシー方針又は規制要件若しくは命令又はその他の連邦、国家又は国際プライバシー又は消費者保護関連法令（GDPR及びCCPAを含む。）を当社が遵守することができない、又は遵守することができないと認識される場合には、政府機関その他により、当社に対する訴訟又は法的措置（例えば、集団プライバシー訴訟）の結果になる可能性があり、当社が重大な罰則及び否定的な評判にさらされ、当社の事業慣行に変更が求められ、当社の費用を増加させ、かつ当社の事業に悪影響を及ぼす恐れがある。データ回収、プライバシー及びセキュリティは、ますます公の関心の的となって来ている。インターネット及びモバイル・ユーザーが、これらの懸念の結果、当社のウェブサイト、モバイル・プラットフォーム、製品及びサービスの使用を減少させる場合には、当社の事業は損なわれる可能性がある。当社はまた、セキュリティ違反を経験してきているが、将来的にも経験する可能性が高く、当社がこれらの法律に違反する結果となる可能性がある。

他の法律及び規則は当社の事業を損なう可能性がある。

財産の所有権、著作権、商標及びその他の知的財産問題、並行輸入及び配布統制、課税、中傷及び名誉棄損、及び猥褻物といった当社の事業に関連する事項を統治する法律及び規則がどのように当社の事業に適用されるか常に明確であるわけではない。これらの法律の多くは、インターネット、携帯電話、及び関連する技術の出現前に採用されており、結果として、インターネット及び関連技術特有の問題を検討又はこれに対処するものではない。これらの法律の多くは、インターネットにつき言及しているそれらのいくつかを含め、継続ベースで裁判所による解釈の対象となっており、かつその結果として生じる範囲内の不確実性及びこれらの法律及び規則の適用は、当社が私的な請求及びこれらの法律及び規則の違反を申立てる政府の措置の対象となるリスクを増加させる。

当社の活動として、当社が提供する製品及びサービス、他社への投資、並びに当社の地理的範囲は継続して拡大しており、規制当局又は裁判所が、当社又は当社のユーザーが追加の要件（免許の交付を含む。）の対象であること、又はその法域において、一般的に、又は特定の訴訟に関連して、当社の事業の遂行の禁止を要求又は保留する場合がある。例えば、当社はAdevintaやAdyenのような他の会社への投資を行っており今後も行う予定であるが、それにより当社は1940年投資会社法（以下「投資会社法」という。）に定義される投資会社とみなされる可能性が高まる。当社は投資会社とみなされないような業務に従事するつもりであるが、そのような決定は煩わしい遵守要件を当社に課すこととなり、当社の資本構成及び関係会社と取引を行う当社の能力の制限を含め当社の活動を制限する投資会社法により課される規制を遵守しなければならなくなる可能性があり、それにより当社の財務状況が悪影響を受ける可能性がある。さらに、金融及び政治的事象は、大企業の規制上の精査のレベルを増加させ、かつ規制当局は、過去とは異なる、及び当社の事業に不利な方法で物事を見たり、法律及び規則の解釈をしたりする場合がある。

カリフォルニア州を含む多くの米国の州及び外国の法域は、「オークション」及び「中古ディーラー」又は「質屋」による財産の取扱いに関する規制を有している。複数の州及びいくつかの外国の法域においては、当社又は当社のユーザーにかかる規制を課すことを試みており、また中には将来そのように行うことを試みているものもある。当社のユーザーに対するこれらの法律の施行の試みは増加しているようであり、また当社は、強制的に当社が特定の品目の出品を禁止される又はいくつかの所在地において特定の出品方式を制限されるといった、費用を増加させる又は収益を減少させる方法で、当社又は当社のユーザーが事業を行う方法を変えることを求められる可能性がある。当社はまた、罰金又はその他の罰則の対象となる可能性があり、かつこれらの結果により、当社の事業を損なう可能性がある。

当社は、その国際活動を拡大させ、またローカライズしているため、当社は、ますます当社が営業を行う国又は市場の法律を遵守する義務を有するようになってきている。さらに、当社のサービスは世界中でアクセス可能であり、また当社は、世界中のユーザーに商品の販売を促進し、サービスを提供しているため、1以上の法域は、当社又は当社のユーザーが当社のサーバー又は1名以上の当社のユーザーの所在地、又は電子商取引で販売される又は提供される製品又はサービスの所在地に基づきその法律を遵守することが必要である旨を主張することができる。米国外のインターネット、モバイル及び電子商取引技術は、通常、米国よりも当社にとって有利なものではない。法令遵守は、より費用がかかる場合があり、又は当社に当社の事業慣行を変更させ、又は当社のサービスの提供を制限することを求める場合があり、また当社又は当社のユーザーに規制を課すことは、当社の事業を損なう場合がある。さらに、当社は、当社に矛盾する要件を当社に課す複数の重複する法的又は規制制度に服する場合がある（例えば、クロスボーダー取引）。当社が外国法を遵守できないと申し立てられることは、かかる訴訟に対する弁護に当り当社が負担する多額の費用に加え、訴追から当社のサービスを禁ずる多額の罰金まで、罰則を課せられる可能性がある。

当社は定期的に一般的な訴訟、規制上の紛争及び政府の調査の対象となっている。

当社は、定期的に請求、訴訟（集団及び個人訴訟を含む。）、政府調査及び当社のユーザー、サービス及びその他の事項により生じる競争及び反トラスト、知的財産、プライバシー、消費者保護、アクセスビリティ関連請求、有価証券、租税、労働及び雇用、商業上の紛争、内容に関わるその他の手続の対象となっている。これらの紛争及び調査の数及び重大性は、当社の規模が大きくなり、当社の事業の対象範囲及び地理的範囲が拡大し、かつ当社の製品及びサービスが複雑性を増すにつれて、増大して来ている。世界的な規制及び法的環境は変化しており、当社のプラットフォームを利用している第三者によって販売された商品が人身傷害、疾病若しくは死亡又は財産に対する損害をもたらした場合に当社が製造物責任に関する賠償請求を受ける可能性もある。

かかる請求、訴訟、政府調査及びその他の手続の結果及び影響は確実に予測することは出来ない。結果にかかわらず、かかる調査及び手続は、弁護士費用、経営資源の分散及びその他の要因により当社に悪影響を及ぼす可能性がある。当社の係争中の訴訟及びその他の手続の引当金を決定することは、複雑で、個人的意見に従った事実集約的なプロセスである。1以上のかかる手続の判決が、当社に、審判、罰金又は罰則を満たすために、又は請求若しくは手続を確定させるために多額の支払が必要となる可能性があり、そのいずれも当社の事業を損なう可能性がある。これらの手続はまた、評判を損ない、刑事制裁、同意判決、又は当社に特定の製品、又はサービスの提供を妨げ、又は費用のかかる方法で当社の事業慣行の変更を求める、又は著作権を侵害しない若しくはその他変更を加えた製品若しくは技術の開発を求める結果となる可能性がある。これらの結果のいずれも当社の事業を損なう可能性がある。

かかる請求、訴訟、政府調査及びその他の手続の結果及び影響は確実に予測することは出来ない。結果にかかわらず、かかる調査及び手続は、弁護士費用、経営資源の分散及びその他の要因により当社に悪影響を及ぼす可能性がある。当社の係争中の訴訟及びその他の手続の引当金を決定することは、複雑で、個人的意見に従った事実集約的なプロセスである。1以上のかかる手続の判決が、当社に、審判、罰金又は罰則を満たすために、又は請求若しくは手続を確定させるために多額の支払が必要となる可能性があり、そのいずれも当社の事業を損なう可能性がある。これらの手続はまた、評判を損ない、刑事制裁、同意判決、又は当社に特定の製品、又はサービスの提供を妨げ、又は費用のかかる方法で当社の事業慣行の変更を求める、又は著作権を侵害しない若しくはその他変更を加えた製品若しくは技術の開発を求める結果となる可能性がある。これらの結果のいずれも当社の事業を損なう可能性がある。

当社は、競争法の下、規制活動及び反トラスト訴訟の対象となっており当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。

当社は反トラスト法及び競争法を含む米国及び外国の法律及び規則に基づき、様々な政府機関による精査を受けている。法域の中には、競合業者又は消費者に、反競合行為の請求権を行使する訴訟の私的な権利を規定しているところもある。その他の企業及び政府機関は、過去に、及び将来、当社の行為が米国、個々の州、EU又はその他の国の反トラスト又は競争法を侵害している、又は別途不公平な競争を構成していると申し立てる場合がある。ますます多くの政府が、中国といった大市場での精査を増加させることを含め、競争法の活動の規制を行っている。消費者又はその他の企業との当社の事業パートナーシップ若しくは契約又は取決めは、規制措置又は反トラスト訴訟を生じさせる可能性がある。規制当局の中には、特に米国外の規制当局は、利用される当社の事業が幅広いため、別途議論とならない事業慣行が反競争的であるとみなされる可能性があると考えられる場合がある。特定の競争当局は当社の業界について市場研究を行って来ている。かかる請求及び調査は、根拠がなかったとしても、弁護するには大変費用がかかり、否定的な評判及び重大な経営陣の時間及び尽力の分散となる場合があり、また当社に対する重大な判決の結果となる又は当社にその事業慣行の変更を求める結果となる可能性がある。

当社のユーザーが、海賊版又は偽造の品を含め、権利所有者の知的財産権を侵害している疑いのある商品を出品又は販売することにより、当社の事業が棄損される可能性がある。

当社のユーザーが違法な、偽造の、若しくは盗まれた商品又は違法なサービスを出品若しくは販売し、又は違法な方法で商品若しくはサービスを販売することは、当社のサービスを通じたユーザーによる行為に関し、違法行為による民事若しくは刑事責任の申し立てが当社(当社の様々な法人における従業員及び取締役を含む。)に対してなされており、今後も継続される可能性がある。多くの場合、政府当局及び法執行機関の当局者を含む第三者は、当社が特定の法律(偽造品販売に関する法律、デジタル・グッズ(例:書籍、音楽及びソフトウェア)の譲渡(その延長としての転売)を制限若しくは禁止する法律、盗品売買、選択的流通経路法、関税法、遠隔地販売法、米国による輸出規制により米国外での販売が制限される商品)の違反を幫助したと主張してきた。

また、偽造品を含むがこれに限定されない知的財産権の侵害に関する申し立ては、しばしば権利所有者からの警告及び実際の訴訟につながった。これらの訴訟及び類似の訴訟により、当社は、費用が増加し、収益が低下し、顧客にとって当社のウェブサイト及びモバイル・プラットフォームが不便なものとなり、また、追加的な予防措置のために多大な資源を費やさなければならないような方法で当社の事業慣行の変更を強いられる又はかかる慣行の除去のために特定のサービス提供の停止を強いられる可能性がある。さらに、当社は違法な又は偽造商品の出品又は販売に関連して多くのメディアからの注目を集めており、これにより、当社の評判が害され、当社のブランドネームの価値が減少し、ユーザーに当社の商品及びサービスの利用を躊躇させる可能性がある。

当社は、当社のサービスを通じて流布された情報に関するリスクにさらされている。

オンライン・サービス会社は、自社のサービスを通じて流布された情報に関連して、とりわけ、中傷、名誉棄損、契約違反、プライバシー侵害、過失、著作権若しくは商標権侵害などのクレームを受ける可能性がある。オンライン・サービス会社のサービスを通じて流布された情報に関するかかる会社の責任に関する法律は、米国内外の法域においてしばしば困難に直面している。これらの結果として発生した責任により、当社は追加的な費用及び当社の評判及び事業を棄損する可能性がある。

当社のウェブサイトにおいてユーザーが提供した内容に関し当社が第三者に対して負う可能性のある責任は、とりわけインターネット取引を規制する法律が決定していない米国外の法域において増加する可能性がある。当社のユーザーが提供した情報に関し当社が責任を有することとなり、且つ当社が事業を営むいずれかの法域において当社のサービスを継続した場合、当社は直接的に損害を被る可能性があり、かかる責任が発生するリスクを低減するため、多大な資源の投入若しくは特定のサービス提供の停止を含め、当社の事業に損害を及ぼす新たな措置を取らなければならない可能性がある。

金利及び債務リスク

当社は金利の変動及び金利に関する規制当局の方針の変更により、当社の財務成績が悪影響を受ける可能性がある。

固定利率及び変動利率の両方の利付金融商品への投資により、金利リスクの程度が分散される。当社の固定利付投資証券の公正市場価値は金利の上昇により悪影響を受ける可能性がある。さらに、比較的低い金利は当社の投資利益を限定的なものにする。

当社は多額の債務を有しており、将来的に追加債務が発生する可能性があるが、当社の債務を返済する上で十分なキャッシュフローを事業から生成することができない可能性がある。当社の債務の諸条件を履行できない場合、債務が加速することとなり、当社のキャッシュフロー及び流動性に悪影響が生じる可能性がある。

当社は多額の債務残高を有しており、当社のコマーシャル・ペーパー・プログラム及びリボルビング信用枠の下で、あるいは負債証券の公募又は私募によるものを含め、将来的にかなりの追加債務を負う可能性がある。当社の債務残高及び発生する追加債務が、下記の結果を含めそれらに限らず、重大な結果をもたらす可能性がある。

- ・ 債務の返済のため、営業活動によるキャッシュフローの相当部分及びその他使用可能なキャッシュを使用せざるをえなくなり、設備投資、配当、株式買戻し及び買収を含むその他の目的に使用できるキャッシュが減少する。
- ・ 当社の債務及びレバレッジにより、当事業の低迷、競合先からのプレッシャー、経済及び業界の状況の悪化の影響を受けやすくなる。
- ・ 当社の負債証券に対する信用評価機関によるレーティングが悪化した場合、当社の借入費用が増加する可能性がある。
- ・ 運転資本、設備投資、買収、株式買戻し、配当、その他全般的企業目的のために必要な追加的資金の調達力が制限される可能性がある。
- ・ 当社の事業及び業界の変化に合わせた計画、対応するための柔軟性が制限される可能性がある。

課税リスク

当社の事業は売上税その他の税金の影響を受ける。

売上税、利用税、付加価値税（「VAT」）、商品及びサービス税（「GST」）（「デジタル・サービス税」を含む。）、事業税、総受取金税等の間接税の電子商取引ビジネスへの適用は複雑で変化している問題である。これらの税金を課す基本的な法令はインターネットや電子商取引の採用と成長の前に制定されたものである。多くの場合、既存の法令が電子商取引サービスにどう適用されるか定かではない。また、多くの州政府及び海外政府は、収益を増加するための方法を探っており、その結果、サービスや総売上に対する新たな税金及びその他間接税によるものを含む法的措置が採られることとなっている。最終的な税負担が不明確な、通常の事業過程において発生する取引が多数ある。

米国における一部の税当局は、時々において、当社のサービスに課せられる特定の税金を当社が負担すべきであると考えているとこれまでに通知してきた。これまでのところ、かかる通知により相当額の税金負債が発生したわけではないものの、将来においてある法域が当社への課税に成功するリスクがあり、その場合当社の事業は損失を被るであろう。

同様の問題は米国外でも存在し、VATやその他電子商取引に対する間接税の適用が複雑で変化している。税金を負担しなければならないことが明確である法域においては、法順守に努めているが、当社の子会社の一部は、時々において、当社の手数料に対する間接税の適用に関する申立てを受けている。さらに、当社は事業を展開する様々な国において、適用ある課税仕入れに対し仕入増徴税を支払っている。ほとんどの場合、当社は、この仕入増徴税について様々な国から返還を要求する権利を有する。しかしながら、当社のユニークなビジネスモデルのため、かかる返還を認める法規則の適用が不明確な場合がある。当社がVATの返還を求める権利を有さない1つ又はそれ以上の国において課税されることになった場合、当社の事業は損失を被る可能性がある。

当社には予想を上回る税金負債を抱えることとなる可能性がある。

世界中の法人所得税及びその他税金負債に対する引当金を決定するためには見積もり及び重要な判断が必要となるが、最終的な税の決定が明確ではない取引や計算が随時発生する可能性がある。他の多くの多国籍企業と同様、当社は、米国内外の複数の法域において税金の対象となっており、当社の実効税率を下げるため、当社の運営体制を構築してきている。当社の税金負債の決定は、つねに、国内外の税務当局の監査と見直しの対象となっており、現在も、当社の事業運営体制に関してを含め、世界各地の税務当局による調査、監査、見直しを多数受けているところである。かかる監査又は見直しについて好ましくない結果が出た場合、当社の事業は損なわれ、また、最終的な税務結果が当社の財務書類に計上された金額と異なることとなり、かかる税決定の対象となっている期間の財務結果に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる不測の事態に合理的に対応できると当社が考える仮定及び見積もりに基づき、当社では準備金を設定しているが、かかる準備金が不十分となる可能性もある。

さらに、当社の将来における法人所得税は、法域別の収入比率の変化、為替リスク管理プログラムで生じる利益による繰延税金資産及び負債の評価額の増減、税法及び規則の改正又は会計指針の変化、並びに特定の個別項目により悪影響を受ける可能性がある。

当社の事業及びそのユーザーは、インターネット売上税並びに売上報告義務及び記帳義務に服することとなっている。

遠隔地の売り手によるクロスボーダー販売に対する売上税及びその他間接税の適用は、変化し進化を続けている。2018年6月21日、アメリカ合衆国最高裁判所は、オンラインの小売業者が、その買い手の州に事業所がない場合は、売上税及び利用税の徴収を求められないとする現行法を不服としたサウスダコタ州対ウェイフェア・インクについて判決を下した。この判決により州は、売り手がその州に事業所を持っていない場合であっても、かかる売り手に売上税及び利用税の徴収と支払いを求める新たな法律を採択し、又は現行法を執行できることとなる。かかる法律が採択され又は執行された場合、当社の一部売り手には、売上税及び利用税の徴収義務が発生することとなる。この徴収義務並びに複雑な売上税及び利用税の徴収、支払い及び監査義務に関連する追加費用により、当社ウェブサイト及びモバイル・プラットフォーム上の売り手及び買い手に新たな負荷がかかることとなり、当社の事業が損なわれる可能性がある。また、当社の販売プラットフォームに対するかかる税金の適用は、現在及び将来の買い手にとってのマーケットプレイスの魅力を損なう可能性が

あり、当社の事業、財務成績及び成長に悪影響を及ぼす可能性がある。米国の大半の州では、マーケットプレイスを利用する一部又は全ての売り手に代わり、マーケットプレイス・ファシリテーターに売上税の徴収及び支払いをすることを求める法律を制定しているか整備中である。

税回収義務を海外の売り手に課すための同様の法律も、他の国々で現在検討されている。当社は、英国及びドイツにおけるVAT義務を履行しない一部売り手に関し、売り手が該当VAT当局と和解するまで、かかる売り手のeBay活動を当社が中断しない限り、VAT義務について共同責任を負っている。他の法域においても同様の法律が検討されている。

複数の法域において、ユーザー取引を報告し、又はマーケットプレイスで販売された特定の項目に対する税金を徴収及び支払うことをマーケットプレイスに求める法律が施行された。英国及びEUもまた、2021年に開始するVAT改正パッケージを採用しており、それにより当社のようなマーケットプレイスはEU域外からの多くの輸入に対しVATを徴収及び支払うことが求められる。

複数の州、合衆国の連邦政府、又は諸外国は、商取引に従事し、またファシリテーターとして商取引を促進する企業に対し、報告義務及び記帳義務を課すことを検討する可能性がある。かかる義務は、税法順守を向上させるための法律により、又は、当社の事業体の1つがその運営する法域において当社サービスのユーザーの法的エージェントであるとみなされた場合、課される可能性がある。当社の一部の会社は、顧客が特定の支払基準に達した場合、米国の所得税の対象となる者として内国歳入局及びほとんどの州に報告することを義務づけられている。その結果、当社は特定の支払受取人に納税者番号を要求し、納税者番号で納付を追跡し、一定の条件下で支払額の一部を差し引き、かかる源泉徴収額を内国歳入局に送付する必要がある。これらの義務は運用コストを増大させ、当社のユーザー・エクスペリエンスを変える可能性がある。当社がこれらの要件を満たせない場合、相当の罰金及びその他の制裁措置が課されることとなり、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。情報の報告義務を課すことにより、当社のサイトにおける売り手又は買い手の活動が減少し、当社の事業に害を及ぼす可能性がある。

取引に関するリスク

提案中の当社のClassifieds事業の譲渡のクロージングは様々なリスク及び不確実性の影響を受け、計画に従って若しくは現在意図されている条件又はスケジュールに沿って完了することができないか、全く完了できない可能性があり、当社にとって期待される収益が得られず、また当該譲渡の中断によりClassifieds事業が混乱する可能性がある。

当社は当該取引が2021年度第2四半期中に完了すると確信している。しかしながら、当該取引の完了は、特定の規制当局からの承認の受領及びその他の慣習上のクロージング条件に服する。当社は当該取引のクロージング条件が充足されることを保証することはできず、かかる条件が充足されず、許容される場合で適時に若しくは全く免除されない場合、当社はClassifieds事業の譲渡を完了することができない、又は完了が遅延する若しくは現在意図されている条件と比較して当社にとっておそらく相当に不利な条件に基づき完了する可能性がある。

提案されているClassifieds事業の譲渡が、当社若しくはAdevintaが取引契約に記載されたクロージング条件を充足できないこと又は当社が制御できない業界若しくは経済状況(現在進行中の新型コロナウイルスのパンデミックに関連するものを含む。)等の何らかの理由で遅延し又は完了しない場合、投資家心理が冷え込む可能性があり、当社は否定的な評判及び潜在的な訴訟に直面する可能性がある。さらに、取引が失敗した場合、当社は当該取引の完了のために多大な経営資源を費やしており、一定の状況下でAdevintaが当社に対し解除手数料として92百万米ドルの支払義務を負う場合があるとしても、当社には多額の取引費用が発生することとなる。したがって、提案されている当社のClassifieds事業の譲渡取引が現在予定されているスケジュール又は条件による完了が出来ない場合、又は全く完了できない場合、当社の事業、業績、財務状況、キャッシュフロー及び株価に悪影響を及ぼす可能性がある。

Classifieds事業の譲渡取引のクロージング時に、当社はAdevintaの株式約540百万株を受領する予定であり、当社がAdevintaに対する当社の所有持分の割合を最終的にどのように決定するかによって、Adevintaの株価の変動、財務成績及び為替レートの変動が当社の連結貸借対照表及び連結損益計算書に重大な変更を及ぼす結果となる可能性がある。さらに、当社が将来的にAdevintaの株式を売却する能力は、市場の状況及びかかる売却により当社が実現できる価値に影響するその他の要因の影響を受ける。

買収、処分、合併事業、戦略パートナーシップ及び戦略的投資が事業運営の困難を招き、その結果、当社の事業を損ない、また当社の財務状態に影響を及ぼす可能性がある。

当社は、規模、範囲、技術、サービス、及び製品の異なる多数の事業を買収してきた。また当社は重要な事業を売却してきており、最近では当社の韓国事業のポートフォリオの見直しを発表した。当社は、当社の全体的な事業戦略の一環として、企業結合、買収、並びに事業、技術、サービス、製品その他資産の売却や、戦略的投資及び合併事業を含む様々な戦略的取引の可能性について、引き続き評価、検討する予定である。

これらの取引は、以下を含む、重大な困難やリスクを含む可能性がある。

- 当社の取引計画の発表後、またその後における、当社が取得又は処分した企業の主要顧客、販売店、ベンダー及びその他の主要ビジネス・パートナーの損失の可能性
- 報酬の変更、経営陣の変更、上下関係、将来の展望、あるいは買収若しくは処分された事業の方向性の変化に起因する、当社が買収又は処分した企業の従業員に影響を及ぼす従業員の士気の低下及び慰留の問題
- 従業員の新規及び戦略的雇用における困難

- ・ 経営陣の時間の分散及び注力対象が事業運営から取引へ、また買収の場合にはその後の統合と管理へ転換すること
- ・ 資源及び注力対象の分散につながる、処分会社に対する移行サービス提供の必要性。
- ・ 各被買収会社の運営、システム(会計、経営、情報、人事その他の管理システムを含む。)、技術、製品及び人材の統合の必要性。通常これらはリスクを孕み、時間も費用もかかるプロセスである可能性がある。
- ・ かかる統合が遅延し、また実施されない場合に起こりうる非効率と統制不足、並びに結果として発生する予期せぬ困難や経費
- ・ 買収された企業が、買収前、大規模公開会社に適切な統制、手続及び方針を有さなかった可能性があり、又は、その統制、手続及び方針が適用ある法その他基準に満たなかった場合、適切な統制、手続及び方針を実施又はそれらを改善する必要性
- ・ 新たな国際市場に事業拡大することに関連するリスク
- ・ 買収又は処分に起因する株主代表訴訟
- ・ 知的財産権及びその他の訴訟申立て又は紛争、法令違反、商業上の紛争、税金負債、その他の既知及び未知の負債、並びに処分の場合、表明、保証及び補償等の契約上の規定に基づくそれらの事業の買収者に対する責任を含む、取引前の被買収企業又は処分企業の活動に関連する義務
- ・ 以下の取引後における主要従業員損失の可能性
- ・ 当社又は当社から資産若しくは事業を取得する第三者による新規顧客及び従業員の個人情報取得。それ自体、規制当局の承認が必要である可能性があり、また、新たな統制、方針及び手続きを必要とするためさらなるリスクとなる可能性がある。
- ・ 被買収事業の会計、財務報告、経営指標及び類似のシステム、統制及びプロセスへの依存、並びにかかるシステム、統制及びプロセスの誤り又は不規則性が、当社の連結財務書類の誤りに繋がり、又は被買収事業の統制が困難となる可能性

当社は、少数株主持分を保有している合併事業及び/又は管理及び運営上の統制を欠く合併事業を含め、特定の投資を行っている。合併事業において支配権を有するパートナーは、当社のもと相いれない事業上の利益、戦略、又は目標を持っている可能性があり、支配合併事業パートナー又は合併事業企業の事業決定又はその他の行為又は不作為は、当社の評判に害を及ぼし、あるいは、合併事業への当社の投資価値に悪影響を及ぼす可能性がある。その投資価値に悪影響を及ぼす可能性のある当社の支配の及ばない状況、又は当社の投資に関連する規制上の措置若しくは訴訟による費用は、当社の事業を損ない、又は当社の財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社はAdyenとの商業契約に関連して、一定のマイルストーンが満たされた場合、Adyenの普通株式について一定の株式数を取得することができるとするワラント契約を締結した。かかるワラントはASCトピック815「デリバティブ及びヘッジ」に基づくデリバティブ商品として会計処理される。Adyenの普通株式の株価の変動及び株式のボラティリティは、かかるワラントの価値に多大な影響を与えており、今後も引き続き影響を与える可能性がある。当社はこのワラントを連結貸借対照表において四半期毎に公正価値で報告しており、かかるワラントの公正価値の変動は、当社の連結損益計算書に認識されている。Adyenの普通株式の変動又はその他の仮定の変更は、当社が連結貸借対照表及び連結損益計算書に報告する公正価値に重大な変動をもたらす可能性があり、これは当社の財務成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

分配が課税対象取引と決定された場合、当社は多大な負債を負う可能性がある。

当社は、当社が当社株主に対し発行済みPayPal普通株式全株を2015年7月17日に分配したこと(以下「分配」という。)が内国歳入法第355条及び第368条(a)(1)(D)に記載されている取引として適格であるという趣旨の意見を当社の社外税務顧問から受けている。かかる意見は、各企業のそれぞれの事業の過去及び将来の行動並びにその他事項に関する、PayPal及び当社からの特定の事実、仮定、表明及び約束に依拠している。これらの事実、仮定、表明又は約束のいずれかが不正確又は履行されていない場合、当社の株主及び当社は税務顧問の意見に依拠することができず、多額の税金負債の対象となる可能性がある。当社が受けた税務顧問の意見にもかかわらず、内国歳入局が査察の結果、これらの事実、仮定、表明又は約束のいずれかが正確ではない又は違反していると判断した場合、あるいは税務顧問の意見の結論に異論がある場合、内国歳入局はかかる分配が課税対象と判断する可能性がある。分配が、米国連邦法人所得税の目的で課税対象であると判断された場合、米国連邦所得税の対象である当社株主及び当社は重大な米国連邦所得税の負債が発生する可能性がある。

当社は、分配の結果、賠償請求及び法的責任にさらされる可能性がある。

当社及びPayPalは、分配並びに両社の関係に関し、分離及び分配契約並びにその他の契約を締結している。これらの契約は特定の損害賠償責任について規定しており、当社及びPayPal間の紛争となる可能性がある。これら契約に基づきPayPalに対し当社が有する求償権では当社は十分に補償されない可能性がある。さらに、PayPalに対する賠償責任は重大であり、かかるリスクが当社の経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

市場リスクに関する定量的及び定性的開示

金利リスク

当社は当社の投資及び未払債務に関連する金利リスクを抱える。また、（株式及び/若しくは債券又はクレジット市場のボラティリティ又は逆境をはじめとする）厳しい経済環境及び事象により、地域及び世界の金融市場が悪影響を受ける可能性がある。かかる事象及び状況により、当社は資産又は投資の減損処理をしなければならなくなる可能性がある。当社は厳しい経済状況及び事象又は金利の変動に起因する利益の変動を軽減すべく努めている。

当社の投資の第1の目的は元本を保持し、同時に、リスクを大きく高めることなく、利回りを上げることにある。かかる目的を達成するため、当社は、銀行預金、国債及び社債を含め、様々なタイプの現金同等物並びに短期及び長期投資を有している。2020年12月31日現在、当社の現金及び投資の約31%が現金及び現金同等物であった。そのため、金利の変動が受取利息に影響を及ぼす。以下のとおり、当社の固定金利有価証券の公正市場価値は、金利の上昇により悪影響を受ける可能性があり、金利の変動により市場価値の低下した有価証券の売却を余技なくされた場合、当社は元本の損失を被る可能性がある。

2020年12月31日現在、社債の残高は25億米ドルで、当社の現金及び投資額合計の約55%を占めた。固定金利及び変動金利いずれの商品に対する投資も、様々なレベルの金利リスクを抱える。当社の固定金利投資商品の公正市場価値は金利の上昇により悪影響を受けるかもしれない。概して、償還期間が長い固定金利証券は、償還期間が短いものに比べ、金利リスクが大きい。変動金利証券は一般的に固定金利証券に比べ金利リスクが少ない一方、変動金利証券は、金利が低下した場合予想より稼働できる利息が少なくなる可能性があり、また、金利が上昇した場合、市場価値が低下してしまう可能性がある。一部はこれらの要因により、当社の投資利益は予想を下回るか、又は、金利の変動により市場価値の低下した有価証券を売却した場合、当社は元本の損失を被る可能性がある。金利が100ベースポイント上昇したと仮定した場合、当社の投資の公正市場価値は、2020年及び2019年12月31日現在、それぞれ5百万米ドル及び8百万米ドル減少したであろう。

2020年12月31日現在、当社は、元本総額78億米ドルの未償還の上位債を保有していたが、うち95%は固定金利であった。2014年、当社は24億米ドルの金利スワップ契約を締結したが、これは、2019年7月満期上位債11.5億米ドル（利率2.200%）、2021年7月満期上位債750百万米ドル（利率2.875%）、2024年7月満期上位債500百万米ドル（利率3.450%）に関連する固定金利債務を修正する経済効果をもたらすもので、これらの債券の支払金利がLIBORにスプレッドを入れた数値に基づき効果的に変動的となるよう締結したものである。2019年7月、想定元本額24億米ドルのうち11.5億米ドルが満期となった。また、当社は2021年7月満期上位債750百万米ドル（利率2.875%）及び2024年7月満期上位債500百万米ドル（利率3.450%）に関する公正市場価値ヘッジとして指定された金利スワップを解約した。早期解約の結果として、ヘッジ会計は先を見越して中止され、解約による利益は長期債務残高の増加として計上され、また原債務の残存期間にわたり支払利息の減少として認識される。2020年12月31日及び2019年12月31日に終了した各年度に認識されたかかる利益は少額であった。

2020年度中、当社は金利スワップを使用して当社の変動利付社債に関する利息支払いにおけるキャッシュフローの変動性のヘッジを開始した。かかる金利スワップ契約は、将来の支払利息に関する利率変動の影響を抑えながら、当社のLIBORベースによる変動利付社債を有効に固定利率ベースに転換する。かかる金利スワップは当社が利息を変動利率で受領し固定利率で支払う条件で、想定元本は2020年12月31日現在400百万米ドルであった。当社の金利スワップ契約の満期は2023年である。2020年12月31日現在、当社は変動利付社債に関しヘッジされていない残高を有していなかった。

2020年度中、当社はフォワード・スターティング金利スワップを用いて予想金利支払の変動性のヘッジを開始した。かかるスワップは当社が利息を変動利率で受領し固定利率で支払う条件で、想定元本は2020年12月31日現在700百万米ドルであった。かかる金利スワップは、2022年に予定されている社債発行におけるベンチマーク金利を有効に固定し、当該社債の発行時に終了する予定である。フォワード・スターティング金利スワップの締結時に、当社は当該フォワード・スターティング金利スワップの公正市場価値に影響する基礎となるベンチマーク金利の変動に関する市場リスクにさらされている。当社は、スワップの条件及び予定されている社債発行の条件を一致させることにより市場リスクを管理している。当社は短期金利の歴史的変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）を検討し、短期的に100ベースポイント悪化する合理的な可能性があると考えている。仮に金利が1%（100ベースポイント）下落した場合、当社のフォワード・スターティング金利スワップ及び変動から固定への金利スワップの公正市場価値は2020年12月31日現在約61百万米ドル減少していたことになる。

利息がさらに変動した場合、変動レートで利息が発生する当社のリポリング・クレジット・ファシリティに基づく借入額による支払利息に影響を及ぼし、また、コマーシャル・ペーパーに基づく借入及び将来発行する負債証券の金利も支払利息に影響を及ぼす。

株価リスク

株式投資

当社の株式投資は主に非公開会社に対する投資である。当社の連結営業成績には、持分及びその他の純額として、持分法に基づき会計処理されている持分投資の純損益に対する当社持分が含まれる。公正市場価値が容易に測定できない株式投資は、原価で減損を計上し、同一の投資先が発行した同一又は類似の投資の健全な取引から得られるその後の観察可能な価格変動について調整する。株式投資にかかる基準の変更は、利息及びその他の純額において認識される。2020年12月31日現在、当社の株式投資は合計547百万米ドルとなったが、これは、当社の現金及び投資額の約12%を占め、容易に公正市場価値が決定できない株式投資に関連するものであった。

ワラント

当社はAdyenとの商業契約に関連しワラント契約を締結したが、これにより、当社は、一定の条件を達成することを条件とし、Adyenの完全希薄化発行済株式の5%を上限として設定された株式数を特定の日に取得する権利を付与される。ワラントはASCトピック815「デリバティブ及びヘッジ」に基づきデリバティブ商品として計上される。Adyenの普通株式の株価及び株式の変動は、ワラント債の価値に多大な影響を及ぼす可能性がある。2020年12月31日現在、Adyenの普通株式が1米ドル変動し、その他の要因に変更がない場合、ワラントの公正価値は約1百万米ドル増減するであろう。

外貨リスク

当社の取引プラットフォームは世界的に展開しているため、特に英国ポンド、ユーロ、韓国ウォン及び豪ドルを含む外貨建ての特定の収益及びコストが発生するといった外貨リスクがあることから、当社の財務成績に悪影響が及ぶ可能性がある。当社は様々な外貨により事業取引を行っており、相当額の国際収益並びに費用が発生している。さらに、当社は、知的財産及び技術の使用並びに当社が提供する企業サービスの一部について海外子会社に対し請求している。当社のキャッシュフロー、経営成績及び一部会社間残高が、為替レートの変動の影響を受けることにより、予想と大幅に異なる結果となる可能性があり、外貨の変動及び関連するヘッジ活動により、重大な損益を計上することとなる可能性がある。

当社は、外国為替契約の購入を通じ、重要な外貨エクスポージャーを特定し、これらのエクスポージャーを管理し、報告される連結キャッシュフロー及び経営成績に及ぼす為替変動の潜在的影響を軽減するよう設計された外国為替エクスポージャー管理プログラムを維持している。かかるプログラム及びその結果として生じる外国為替デリバティブ契約の利用の有効性は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を達成する当社の能力により制限される場合がある。

当社は、予測される米ドル相当利益を外貨為替レートの不利な変動から保護するために外国為替デリバティブ契約を利用している。これらのヘッジ契約は、不利な為替レートの変動の影響を軽減するが、完全に排除するわけではない。これらの契約の大部分は、会計処理上、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されている。適格キャッシュ・フロー・ヘッジについては、デリバティブの損益は当初、その他の包括利益累計額（AOCI）の構成要素として報告され、その後、予定取引が損益に影響を与えるのと同期間における損益に再分類される。会計処理上、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されていない契約については、デリバティブの損益は当社の連結損益計算書の損益に直ちに認識される。ただし、特定の収益及び費用のみがキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の対象となることができる。

次の表は、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジとして指定された発行済み外国為替契約の公正価値並びに2020年12月31日現在存在した為替レートの仮定上の不利な変動の公正価値に対する税引前の影響を示している。外貨契約の感応度は、関連する機能通貨に対する為替レートが20%不利な変動となる場合をベースとしている。

	公正価値資産 / (負債)		公正価値感応度	
	(百万)			
外国為替契約 - キャッシュ・フロー・ヘッジ	\$	9	\$	(139)
外国為替契約 - 純投資ヘッジ	\$	(2)	\$	(54)

当社のリスク管理プログラムは極めて効果的であるため、前述の潜在的価値の損失は、対象エクスポージャーの価値の変動により、大部分が相殺されるであろう。

当社はまた、当社子会社の機能通貨以外の通貨建ての当社資産及び負債に対する為替リスクを相殺するため、外国為替契約を利用している。これらのヘッジ契約は、当社の資産及び負債に対する為替レートの変動の影響を軽減するが、完全に排除するものではない。当社の資産及び負債に対する外国為替の損益は、利息及びその他（純額）に計上されているが、外国為替契約の損益により相殺される。

当社は為替レートの過去の動向を検討し、近い将来、全通貨において20%の為替レートの不利な変動が発生することが合理的に可能であると判断した。2020年12月31日に設定されていた為替予約取引の相殺効果を考慮に入れた場合、かかる変動が発生した場合の、2020年12月31日現在の税引前利益に対する悪影響は約52百万米ドルとなったであろう。

第5 財務情報

イーベイ・インク
 連結貸借対照表

	12月31日	
	2020年	2019年
(単位：額面金額を除き、百万)		
資産		
流動資産：		
現金及び現金同等物	\$ 1,428	\$ 901
短期投資	2,398	1,850
売掛金（貸倒引当金（2020年12月31日現在\$97、2019年12月31日現在\$82）控除後）	412	555
その他の流動資産	1,764	1,064
売却目的保有流動資産	1,188	195
非継続事業の流動資産	-	141
流動資産合計	7,190	4,706
長期投資	833	1,275
有形固定資産（純額）	1,358	1,460
のれん	4,675	4,533
無形資産（純額）	12	39
オペレーティング・リース使用权資産	509	583
繰延税金資産	3,537	3,980
ワラント資産	1,051	281
その他の資産	145	133
売却目的保有長期資産	-	878
非継続事業の長期資産	-	306
資産合計	\$ 19,310	\$ 18,174
負債及び株主持分		
流動負債：		
短期債務	\$ 18	\$ 1,020
買掛金	332	229
未払費用及びその他の流動負債	2,910	2,097
繰延収益	110	129
未払法人税	180	169
売却目的保有流動負債	452	163

非継続事業の流動負債	-	259
流動負債合計	4,002	4,066
オペレーティング・リース債務	380	461
繰延税金負債	2,359	2,355
長期債務	7,745	6,738
その他の負債	1,263	1,353
売却目的保有長期負債	-	305
非継続事業の長期負債	-	26
負債合計	15,749	15,304
コミットメント及び偶発債務		
株主持分:		
普通株式(額面金額1株当たり-\$0.001、授權株式数-3,580株、発行済株式数- 2020年12月31日現在684株、2019年12月31日現在796株)	2	2
資本剰余金	16,497	16,126
自己株式(取得原価、2020年12月31日現在1,021株、2019年12月31日現在897株)	(36,515)	(31,396)
利益剰余金	22,961	17,754
その他の包括利益累計額	616	384
株主持分合計	3,561	2,870
負債及び株主持分合計	\$ 19,310	\$ 18,174

イーベイ・インク

連結損益計算書

12月31日終了年度

	12月31日終了年度		
	2020年	2019年	2018年
	(単位：1株当たり金額を除き、百万)		
収益	\$ 10,271	\$ 8,636	\$ 8,650
売上原価	2,473	2,136	2,023
売上総利益	7,798	6,500	6,627
営業費用:			
販売及びマーケティング	2,639	2,368	2,576
商品開発	1,087	976	1,051
一般管理	1,003	1,005	979
取引損失引当金	331	262	247
取得無形資産の減価償却	27	28	22
営業費用合計	5,087	4,639	4,875
営業利益	2,711	1,861	1,752
利息及びその他（純額）	709	(112)	497
継続事業からの税引前利益	3,420	1,749	2,249
法人税引当金	(878)	(233)	(121)
継続事業からの利益	\$ 2,542	\$ 1,516	\$ 2,128
非継続事業からの利益（法人税控除後）	3,125	270	402
当期純利益	\$ 5,667	\$ 1,786	\$ 2,530
1株当たり利益 - 基本的:			
継続事業	\$ 3.58	\$ 1.79	\$ 2.17
非継続事業	4.40	0.31	0.41
1株当たり純利益 - 基本的	\$ 7.98	\$ 2.10	\$ 2.58
1株当たり利益 - 希薄化後:			
継続事業	\$ 3.54	\$ 1.77	\$ 2.15
非継続事業	4.35	0.32	0.40
1株当たり純利益 - 希薄化後	\$ 7.89	\$ 2.09	\$ 2.55
加重平均株式数:			

基本的	710	849	980
希薄化後	718	856	991

イーベイ・インク
 連結包括利益計算書

12月31日終了年度

	2020年	2019年	2018年
	(単位：百万)		
当期純利益	\$ 5,667	\$ 1,786	\$ 2,530
その他の包括利益（損失）（組替調整額控除後）：			
為替換算調整	291	(99)	(286)
未実現投資利益（損失）（純額）	-	61	(41)
未実現投資利益（損失）の税務ベネフィット（費用）（純額）	-	(16)	10
ヘッジ活動に係る未実現利益（損失）（純額）	(76)	(77)	125
ヘッジ活動に係る未実現利益（損失）の税務ベネフィット（費用）（純額）	17	17	(27)
その他の包括利益（損失）（税控除後）	232	(114)	(219)
包括利益	\$ 5,899	\$ 1,672	\$ 2,311

イーベイ・インク
連結株主持分変動計算書

12月31日終了年度

	2020年	2019年	2018年
--	-------	-------	-------

(単位：百万)

普通株式:			
期首残高	\$ 2	\$ 2	\$ 2
普通株式の発行	-	-	-
普通株式の買戻し	-	-	-
期末残高	2	2	2
資本剰余金:			
期首残高	16,126	15,716	15,293
普通株式及び株式報酬による発行	89	104	109
制限付株式アワード及びユニットの株式純額決済に関する源泉徴収 税額	(175)	(202)	(225)
株式報酬	463	505	538
その他	(6)	3	1
期末残高	16,497	16,126	15,716
自己株式取得原価:			
期首残高	(31,396)	(26,394)	(21,892)
普通株式の買戻し	(5,119)	(5,002)	(4,502)
期末残高	(36,515)	(31,396)	(26,394)
利益剰余金:			
期首残高	17,754	16,459	13,929
当期純利益	5,667	1,786	2,530
宣言済配当金及び配当金同等物	(460)	(491)	-
期末残高	22,961	17,754	16,459
その他の包括利益累計額:			
期首残高	384	498	717
未実現投資利益（損失）の増減	-	61	(41)
デリバティブ商品の未実現利益（損失）の増減	(76)	(77)	125
為替換算調整	291	(99)	(286)
上記項目に係る税務ベネフィット（引当金）	17	1	(17)
期末残高	616	384	498
株主持分合計	\$ 3,561	\$ 2,870	\$ 6,281
株式数:			

普通株式 - 発行済:

期首残高	796	915	1,029
普通株式の発行	12	15	17
普通株式の買戻し	(124)	(134)	(131)
期末残高	684	796	915

1株当たり又は制限付株式ユニット1個当たりの宣言済配当金及び配当

金同等物	\$ 0.64	\$ 0.56	\$ -
------	---------	---------	------

イーベイ・インク
連結キャッシュフロー計算書

12月31日終了年度

	2020年	2019年	2018年
--	-------	-------	-------

(単位：百万)

営業活動によるキャッシュフロー：			
当期純利益	\$ 5,667	\$ 1,786	\$ 2,530
非継続事業からの（利益）損失（法人税控除後）	(3,125)	(270)	(402)
調整：			
取引損失引当金	331	262	247
減価償却費及び償却費	609	629	635
株式報酬	431	431	465
取引（利益）損失（純額）	(237)	-	(573)
事業売却（利益）損失	-	52	-
繰延法人税	408	(5)	(104)
ワラントの公正価値の変動	(770)	(133)	(104)
その他	-	-	19
資産及び負債変動額（取得影響額控除後）			
売掛金	8	(108)	(76)
その他の流動資産	(755)	133	(98)
その他の非流動資産	166	210	98
買掛金	101	(11)	(33)
未払費用及びその他の負債	307	(304)	(412)
繰延収益	(20)	(1)	31
未払法人税及びその他の税金負債	25	(88)	(13)
継続事業の営業活動において稼得された現金純額	3,146	2,583	2,210
非継続事業の営業活動において稼得された（使用された）現金純額	(727)	531	448
営業活動において稼得された現金純額	2,419	3,114	2,658
投資活動によるキャッシュフロー：			
有形固定資産の取得	(494)	(523)	(623)
投資有価証券の取得	(32,887)	(46,966)	(28,115)
投資有価証券の満期償還及び売却	33,129	50,548	30,901
Paytm Mallに対する持分投資	-	(160)	-
Flipkartに対する持分の売却収入	-	-	1,029
取得（取得現金控除後）	-	-	(302)
その他	33	23	32

継続事業の投資活動により稼得された(使用された)現金純額	(219)	2,922	2,922
非継続事業の投資活動により稼得された(使用された)現金純額	4,013	(135)	(28)
投資活動により稼得された現金純額	3,794	2,787	2,894
財務活動によるキャッシュフロー:			
普通株式の発行による収入	90	106	109
普通株式の買戻し	(5,137)	(4,973)	(4,502)
制限付株式アワード及びユニットの株式純額決済に関する源泉徴収 税額	(175)	(202)	(225)
長期債務の発行による収入(純額)	1,765	-	-
支払配当金	(447)	(473)	-
債務の買戻し	(1,771)	(1,550)	(750)
その他	(15)	(1)	(30)
継続事業の財務活動に使用された現金純額	(5,690)	(7,093)	(5,398)
非継続事業の財務活動により稼得された(使用された)現金純額	(2)	2	-
財務活動に使用された現金純額	(5,692)	(7,091)	(5,398)
現金、現金同等物及び制限付現金への為替レート変動による影響額	77	(33)	(75)
現金、現金同等物及び制限付現金の純増(減)	598	(1,223)	79
現金、現金同等物及び制限付現金の期首残高	996	2,219	2,140
現金、現金同等物及び制限付現金の期末残高	\$ 1,594	\$ 996	\$ 2,219
控除: 売却目的保有事業の現金、現金同等物及び制限付現金	23	22	48
控除: 非継続事業の現金、現金同等物及び制限付現金	-	52	87
現金、現金同等物及び制限付現金の期末残高	\$ 1,571	\$ 922	\$ 2,084
継続事業のキャッシュフローに関する補足的開示:			
支払現金:			
利息	\$ 271	\$ 304	\$ 314
ファイナンスリース債務の利息	\$ 1	\$ 1	\$ -
法人税	\$ 520	\$ 270	\$ 556
非現金投資活動:			
持分法適用投資の放棄	\$ -	\$ -	\$ 226

第四部【組込情報】

外国会社報告書及びその補足書類 2020年5月27日 関東財務局長に提出
（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

外国会社半期報告書及びその補足書類 2020年9月23日 関東財務局長に提出
（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。